

第 7 回策定委員会	
資料 1	R4.12.9

調布市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

目 次

第 1 章	計画の基本事項	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画対象廃棄物	3
第 5 節	計画策定体制	3
第 2 章	現状と課題	4
第 1 節	本市の人口・ごみ量等の状況	4
第 2 節	国・都や国際的な動向	13
第 3 節	計画策定に向けての課題	16
第 3 章	基本理念と目標	19
第 1 節	基本理念	19
第 2 節	各主体の役割	21
第 3 節	計画の体系と重点施策	23
第 4 節	計画目標	28
第 4 章	ごみ処理基本計画	32
第 1 節	発生・排出抑制計画	32
第 2 節	資源化計画	35
第 3 節	収集運搬・中間処理・処分計画	38
第 4 節	情報発信及び連携・協働計画	41
第 5 章	生活排水処理基本計画	44
資料編		45

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

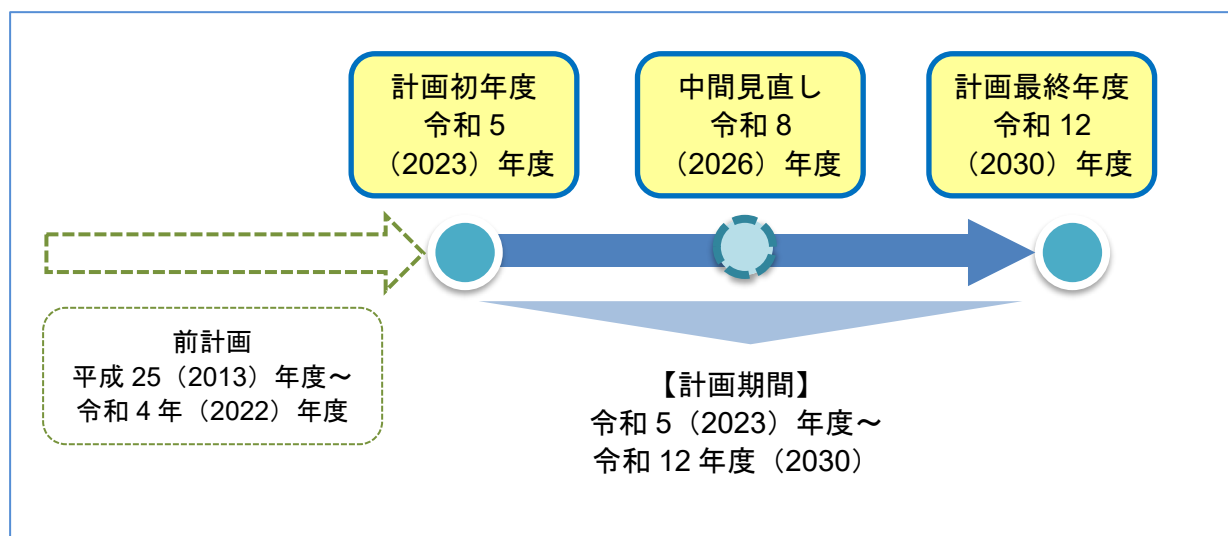
本市は、平成25（2013）年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考えとして、ごみの減量やリサイクル推進の取組を進めてきました。計画期間は平成25（2013）年度からの10年間で、2022（令和4）年度を最終年度としています。

そこで、これまでの計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、新たに「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、2023（令和5）年度以降のごみ処理・リサイクル事業の基本的な方向性を定めることとします。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。また、中間の令和8（2026）年度において、計画の進捗状況や社会情勢の動向に応じ見直しを行います。

図表1 計画期間



本計画は上位計画である「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」を踏まえ、「調布市環境基本計画」との整合を図るとともに、国の法制度や東京都や三鷹市・ふじみ衛生組合の関連計画との整合も図ります。

なお、本計画は「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第11条に規定する再利用についての計画を含有しています。また、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する「調布市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

```
graph TD
    subgraph National_Laws [国の法制度・計画]
        A[循環型社会形成推進基本法] --> B[循環型社会形成推進基本計画]
        C[廃棄物処理法] --> D[資源有効利用促進法]
        subgraph Related_Laws [関連法]
            E[容器包装リサイクル法]
            F[家電リサイクル法]
            G[食品リサイクル法]
            H[建設リサイクル法]
            I[自動車リサイクル法]
            J[小型家電リサイクル法]
            K[食品ロス削減推進法]
            L[プラスチック資源循環促進法]
        end
    end

    subgraph City_Laws [市の条例・計画]
        subgraph Dotted_Box [ ]
            M[調布市基本構想]
            N[調布市基本計画]
            O[調布市環境基本計画]
        end
        P[調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例]
        Q[調布市一般廃棄物処理基本計画]
        R[一般廃棄物処理実施計画（毎年）]
        S[分別収集計画（3年毎）]
    end

    B -.-> Q
    C --> Q
    D --> Q
    E --> S
    F --> S
    G --> S
    H --> S
    I --> S
    J --> S
    K --> S
    L --> S

    Q --> T[整合]
    T --> U[東京都の計画]
    T --> V[三鷹市・ふじみ衛生組合]
    T --> W[ふじみ衛生組合の施設整備計画など]
```

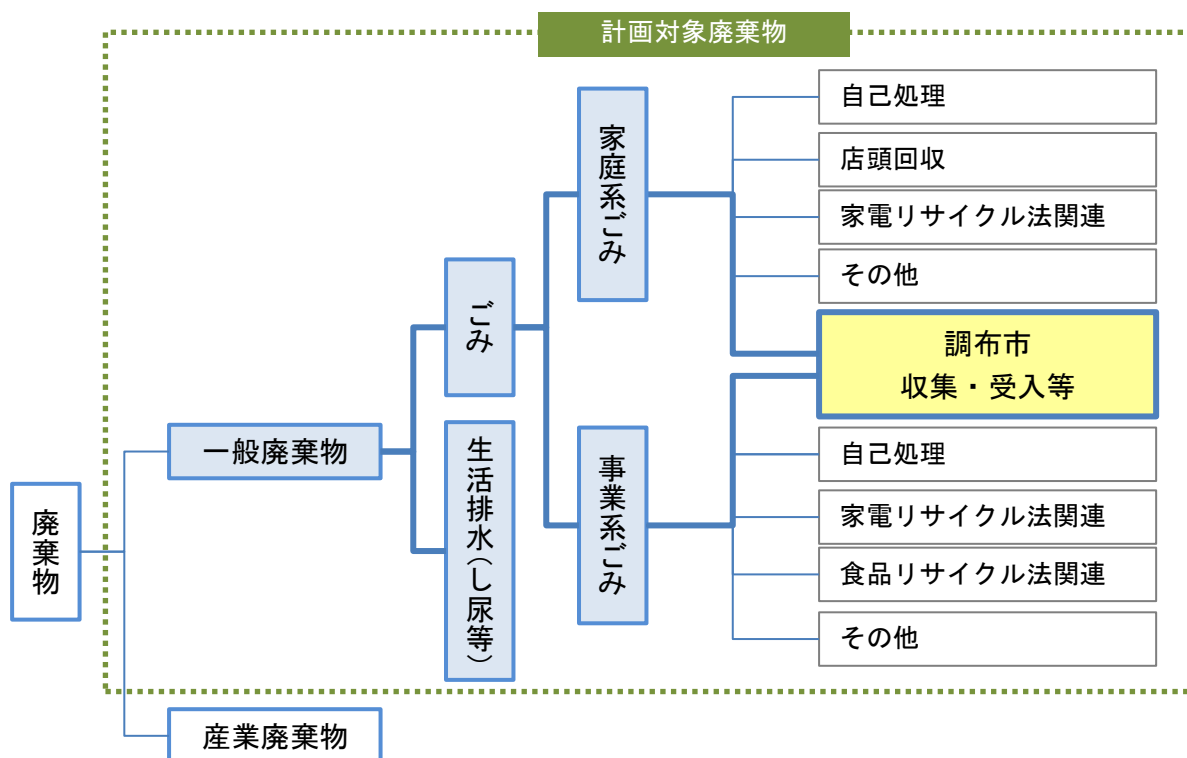
この図は、調布市一般廃棄物処理基本計画の位置づけを示しています。左側には「国の法制度・計画」があり、循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、および関連法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法）が示されています。右側には「市の条例・計画」があり、調布市基本構想、調布市基本計画、調布市環境基本計画、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、調布市一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画（毎年）、分別収集計画（3年毎）が示されています。調布市一般廃棄物処理基本計画は、国の法制度・計画と調布市基本構想、調布市基本計画、調布市環境基本計画と関係しています。また、調布市一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理実施計画（毎年）と分別収集計画（3年毎）と関係しています。調布市一般廃棄物処理基本計画は、東京都の計画、三鷹市・ふじみ衛生組合、ふじみ衛生組合の施設整備計画などと整合しています。

第4節 計画対象廃棄物

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・し尿等）を対象とします。

ごみは、家庭系ごみと産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分かれます。また、公共下水道以外でのし尿の汲取りや浄化槽汚泥、生活雑排水といった「生活排水」も一般廃棄物であり、本計画の対象となります。

図表 3 計画対象廃棄物



第5節 計画策定体制

(一般廃棄物処理基本計画策定委員会での検討経過について記述予定)

第2章 現状と課題

第1節 本市の人口・ごみ量等の状況

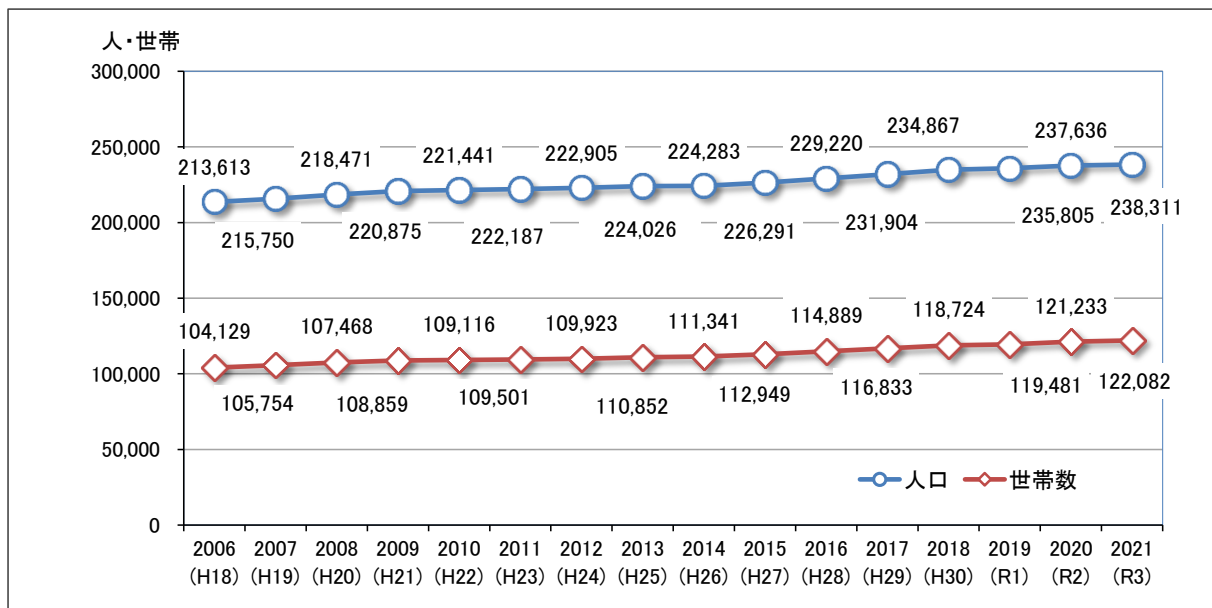
1.1 人口・事業所数

(1) 人口・世帯数

調布市の人口・世帯数は増加傾向にあり、令和3（2021）年10月1日の人口は約23万8千人、世帯数は約12万2千世帯です（図表4）。

総人口は、今後も緩やかに増加を続けることが予想されますが、令和12（2030）年の約24万2千人をピークに減少に転じることが予測されます。

図表4 人口・世帯数の推移



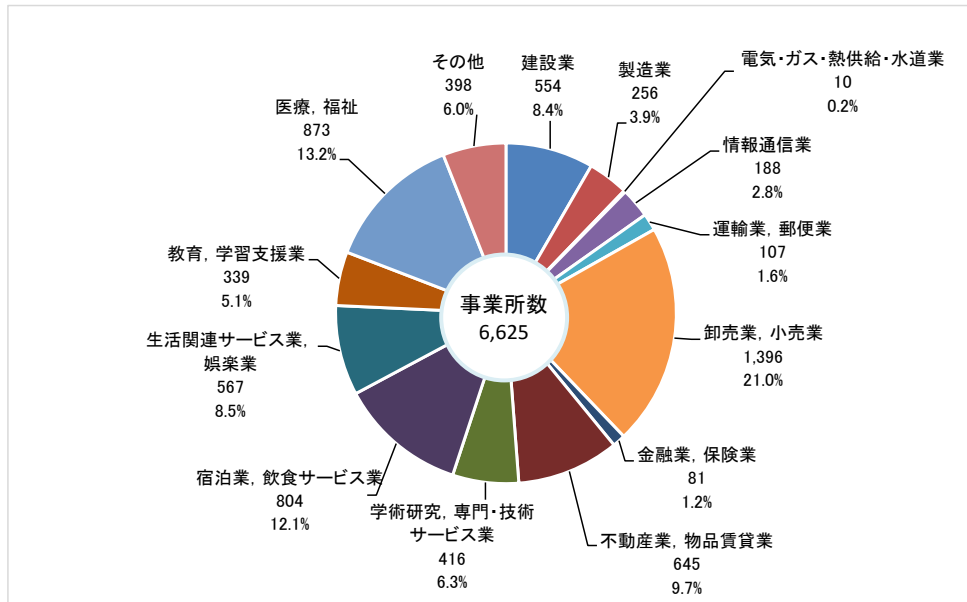
資料：住民基本台帳（各年10月1日。外国人を含む）

(2) 事業所・従業者数

令和3年度の経済センサス活動調査では、本市の民営事業所数は6,625事業所でした。業種別に最も多いのが卸・小売業で1,396事業所、次いで多いのが宿泊・飲食サービス業で804事業所です。（図表5）

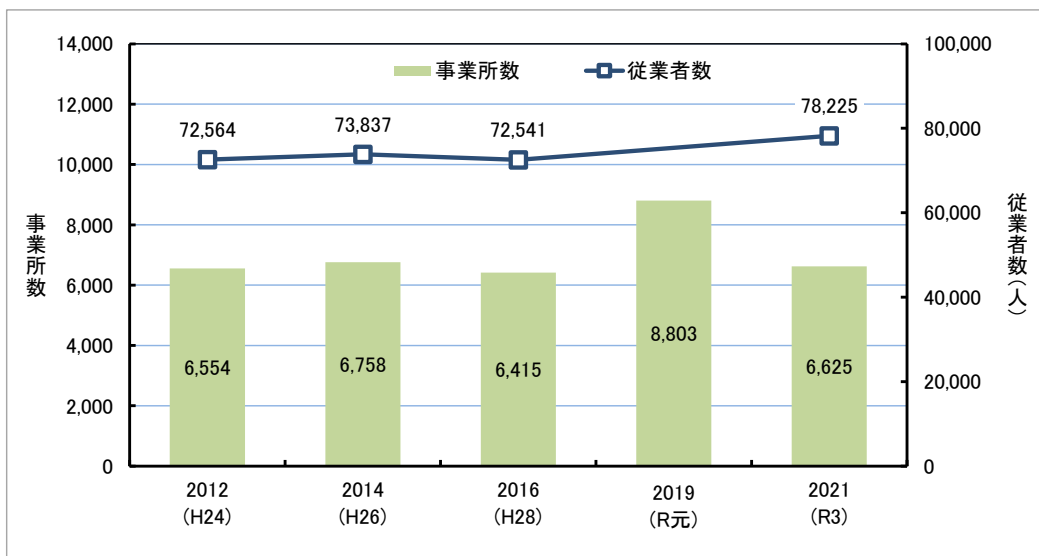
図表6の各年経済センサスによる民営事業所数、従業者数を見ると、基礎調査・活動調査で調査手法が異なるため単純な時系列比較はできませんが、従業者数は増加する傾向にあることが見て取れます。なお、経済センサスは数年おきの調査であるため、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は反映されていません。

図表 5 業種別事業所数



資料：平成 3 年経済センサス活動調査（民営事業所）

図表 6 経済センサスによる市内民営事業所数・従業者数



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（民営事業所のみ）

平成 26 年・令和元年は経済センサス基礎調査，平成 24・28，令和 3 年は経済センサス活動調査。基礎調査と活動調査は調査方法が異なるため，単純な時系列の比較はできない。また，令和元年経済センサス基礎調査は従業者数は把握していない。

1.2 ごみ処理・リサイクルシステムの概要

調布市のごみ処理・リサイクルの流れを図表 7 に示します。

【燃やせるごみ（可燃ごみ）】

本市が収集した燃やせるごみ（可燃ごみ），及び事業系の可燃ごみ（持込ごみ）は，調布市と三鷹市で構成するふじみ衛生組合の焼却施設（クリーンプラザふじみ）で焼却処理されます。

【燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ，ペットボトル，容器包装プラスチック】

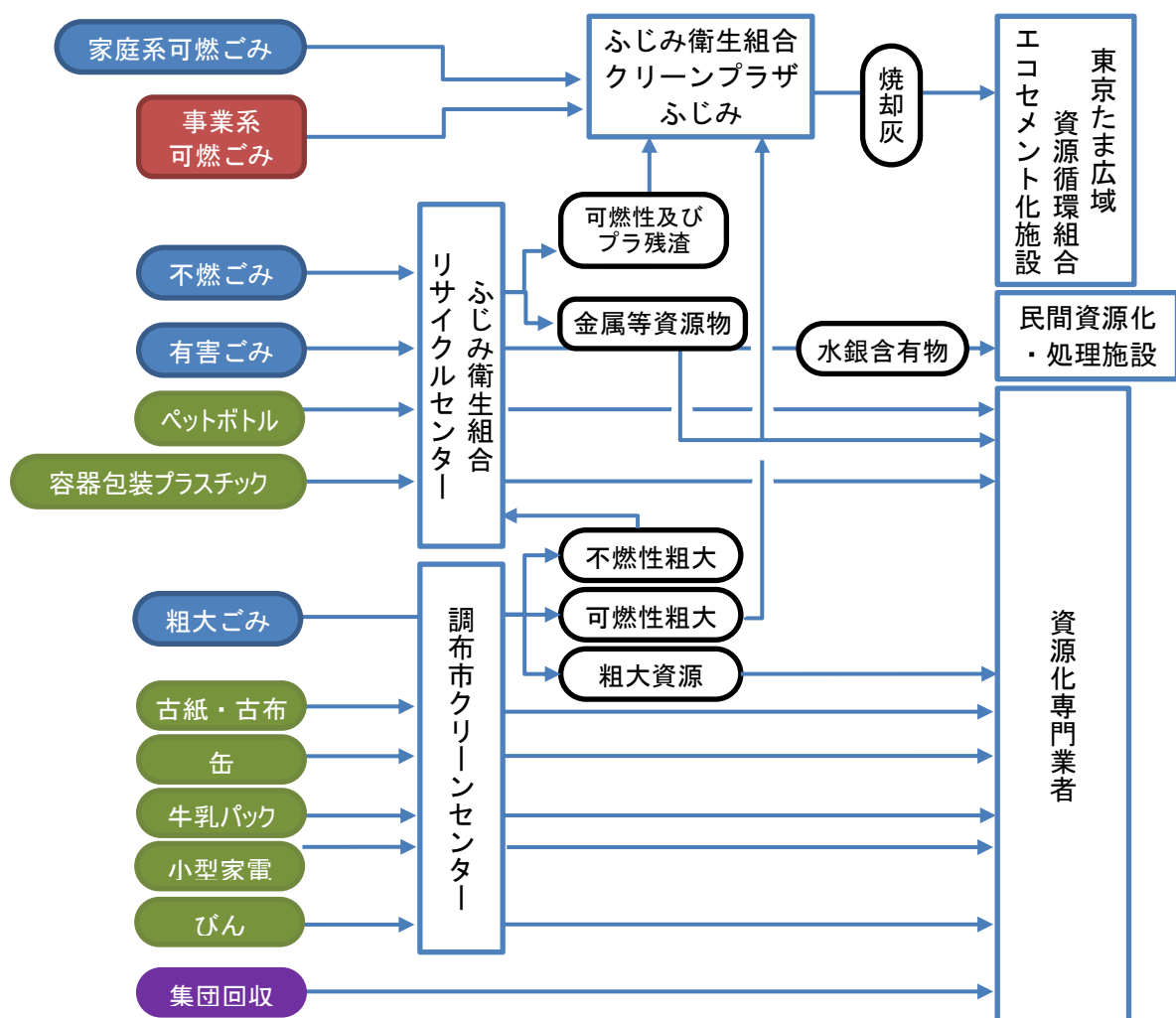
燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ，ペットボトル及び容器包装プラスチックはふじみ衛生組合リサイクルセンターで選別処理された後，資源化可能物は再生利用され，その他残さは焼却処理されます。

【資源物（びん・缶，古紙・古布），粗大ごみ】

びん・缶，古紙・古布類等の資源物は，平成31（2019）年4月から稼働した調布市クリーンセンターや民間施設にて集積後，資源化されています。粗大ごみについても，クリーンセンターで解体後，可燃性粗大，不燃性粗大及び粗大資源に分けられます。

なお，焼却処理後の焼却灰は，その全量を多摩地域25市1町の自治体で構成する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント化していることから，調布市・三鷹市両市では今後も，埋立処分量ゼロを維持・継続しています。

図表7 ごみ処理・リサイクルの流れ



※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機，パソコン，適正処理困難物は収集対象外

1.3 ごみの分別・収集体制の現状

本市のごみの分別，収集体制は図表 8 の通りです。

図表 8 ごみの分別，収集体制

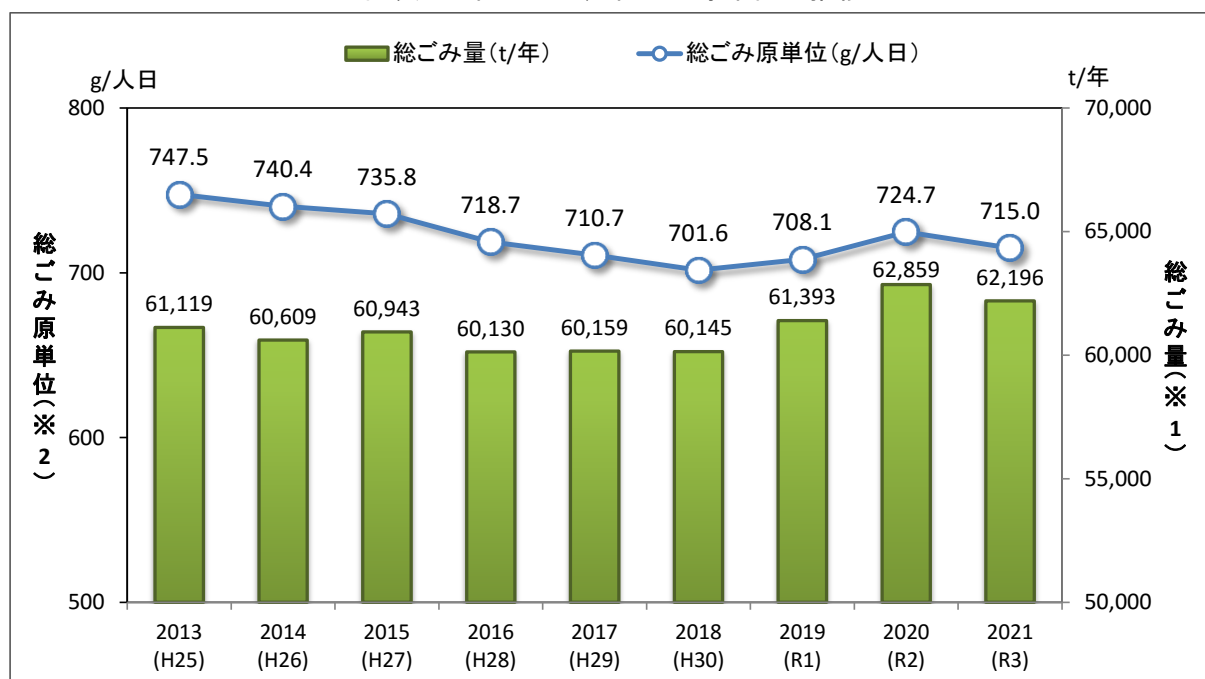
区分		収集回数	排出方法	収集形態	収集方法
可燃ごみ		週 2 回	指定袋収集（有料）	委託	戸別収集
不燃ごみ		隔週 1 回			
有害ごみ			容器		
資源物	古紙	週 1 回	紙袋またはひも掛け		
	古布		透明もしくは半透明の袋		
	缶		容器		
	びん				
	容 器 包 装 プラスチック		透明もしくは半透明の袋		
	ペットボトル	隔週 1 回	容器		
	使用済小型 家電製品	随時	回収ボックス		
牛乳パック					
粗大ごみ		随時 （申込制）	処理券（有料）貼付		戸別収集
せん定枝（資源化 支援事業）			収集せずにチップにして排出者宅 に戻す。		—
集団回収		子ども会や自治会など市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付している。			

1.4 本市のごみ量・資源物量の推移

(1) ごみ総排出量

家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみ総排出量は、平成 30（2018）年度まで横ばいの傾向でしたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で急増しました。（図表 9）

図表 9 総ごみ量，総ごみ原単位の推移



※1 総ごみ量：家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物（集団回収を含む）

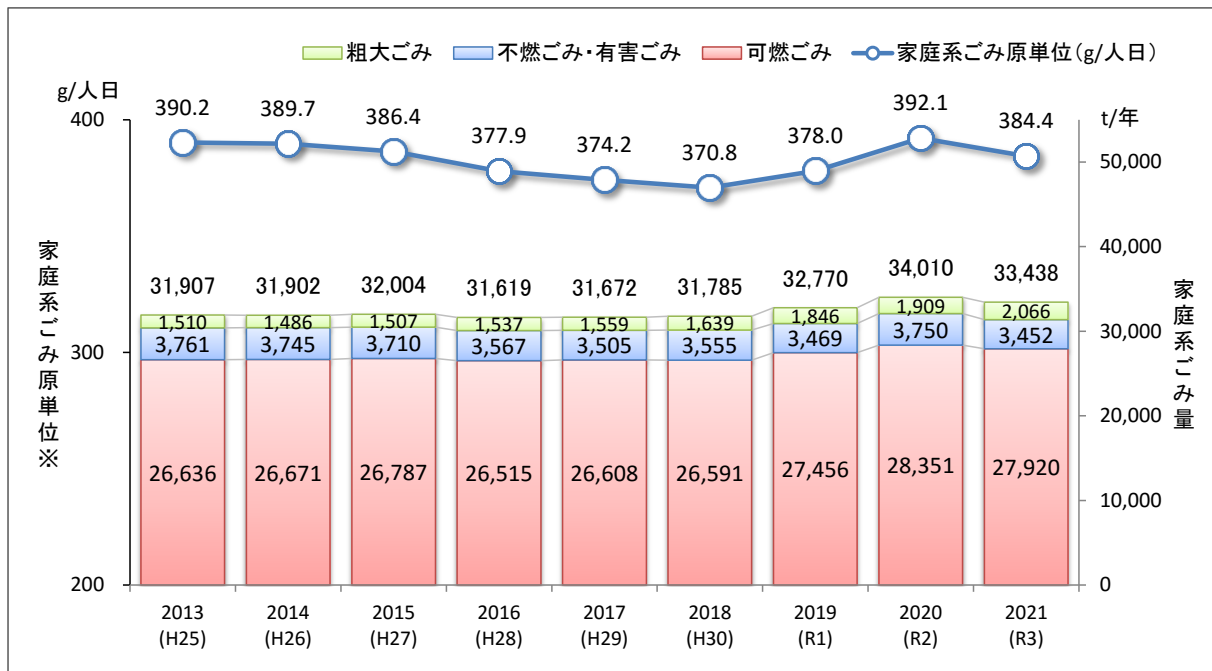
※2 総ごみ原単位：総ごみ量÷人口÷年間日数

(2) 家庭系ごみ量

家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）の排出量は、平成 30（2018）年度までほぼ横ばいでしたが、その間人口が増えていたので 1 人あたりの量は減少していました。（図表 10）

令和 2（2020）年度はコロナ禍の巣ごもり需要の増加による影響で、家庭で過ごす時間が増えた事により大きく増大しました。令和 3（2021）年度はやや減少しています。

図表 10 家庭系ごみ量（年間量，原単位）の推移

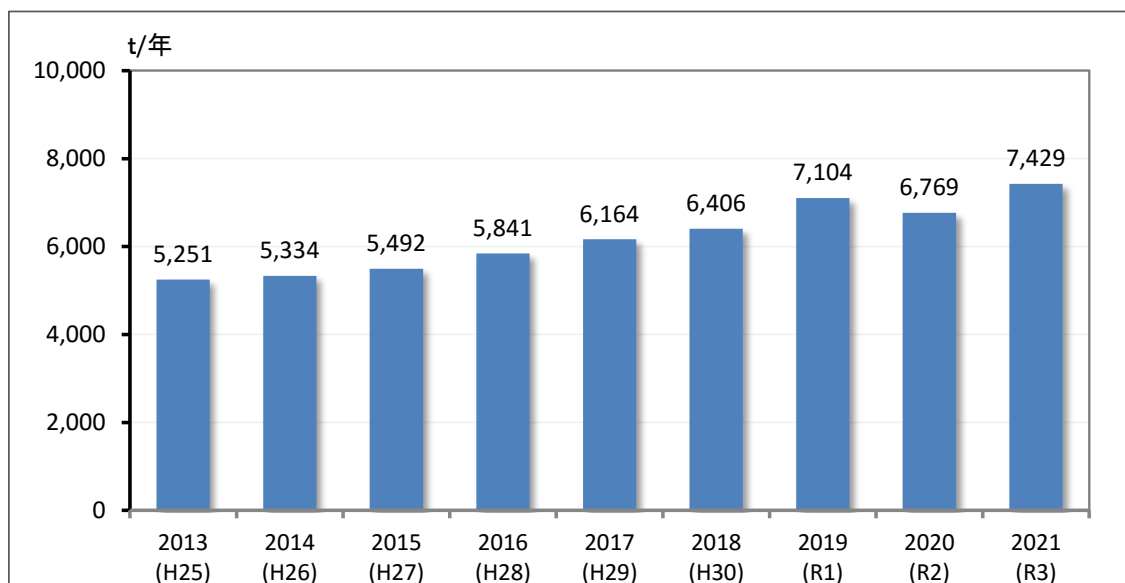


※家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃，不燃，有害，粗大）÷人口÷年間日数

(3) 事業系可燃ごみ量

事業系可燃ごみ量はほぼ一貫して増加傾向にあります。令和 2（2020）年度はコロナウイルス感染拡大に伴う飲食店の営業自粛などで、一時的に前年度よりも減少しました。（図表 11）

図表 11 事業系可燃ごみ量の推移

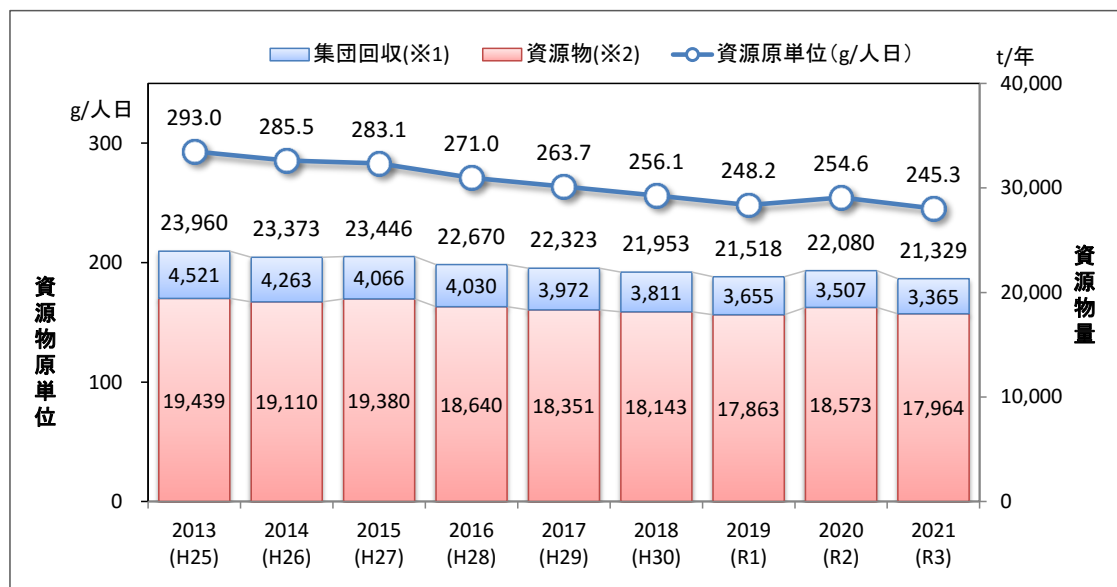


※事業系可燃ごみ量：清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみ量

(4) 資源物の量・リサイクル率

資源物の量は、近年減少傾向にあります。資源物の総量が減っている影響から、「総資源化率」「家庭系ごみ資源化率」といったリサイクル率も低下傾向にあります。（図表 12、図表 13）

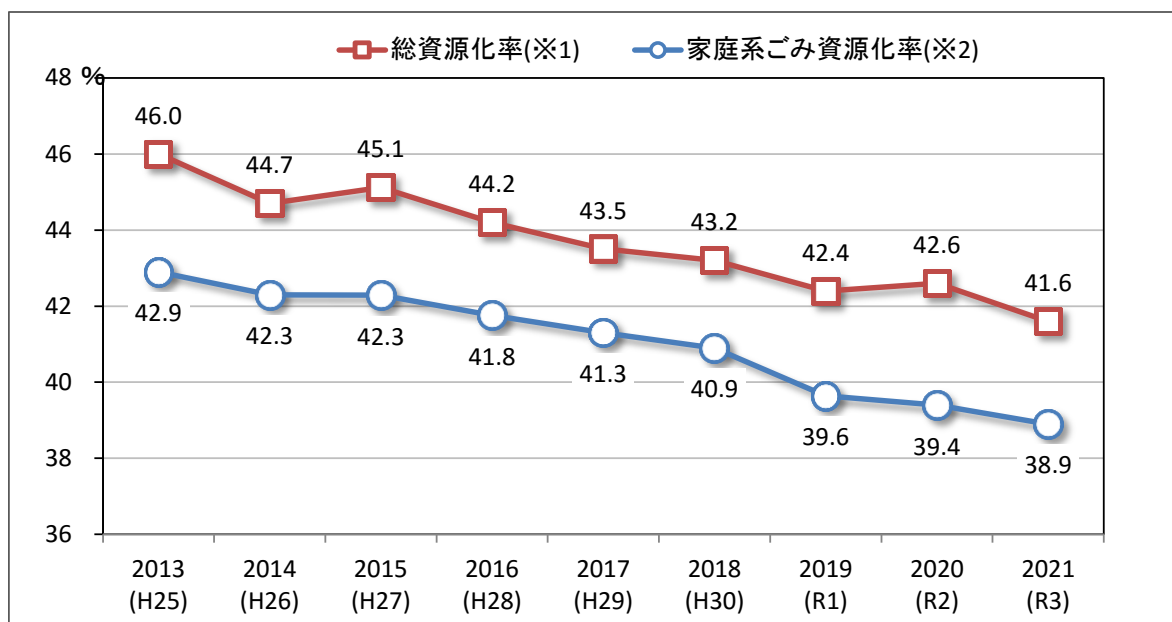
図表 12 資源収集量，集団回収量の推移



※1 集団回収：子ども会や自治会など市民団体が回収した資源

※2 資源物：行政が分別収集した資源

図表 13 総資源化率・家庭系ごみ資源化率の推移



※1 総資源化率
$$= \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} (\text{※3}) + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

※2 家庭系ごみ資源化率
$$= \frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量} - \text{事業系ごみ量}}$$

※3 中間処理施設資源化量：不燃ごみの破碎・金属回収や焼却灰のエコセメントなど中間処理後の資源化量

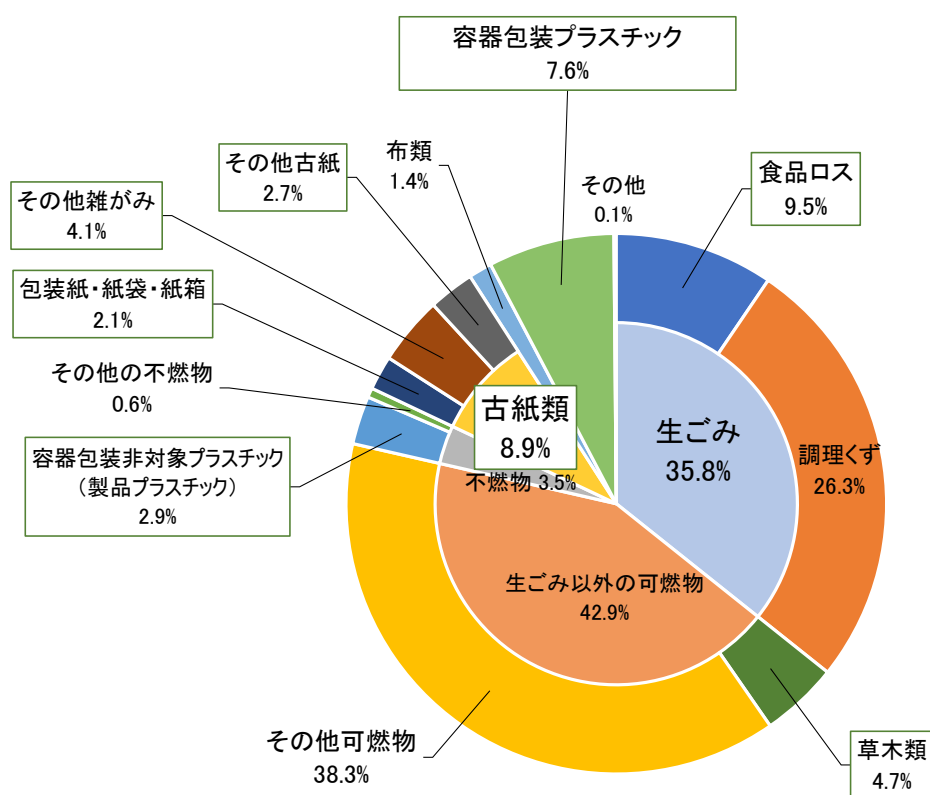
1.5 ごみの組成

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）

令和 3（2021）年度の組成分析調査では、燃やせるごみの中には、資源物として「古紙類」が 8.9%含まれており、中でも「包装紙・紙袋・紙箱」が 2.1%、「その他雑がみ」が 4.1%となっています。2 つを合わせた「雑がみ」は、燃やせるごみの中の 6.2%を占めており、分別の徹底が必要です。

「食品ロス」は 9.5%含まれており、食残しや賞味期限切れ食品などの廃棄を少なくしていくことが重要です。（図表 14）

図表 14 燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成



資料：令和 3 年度詳細組成分析調査

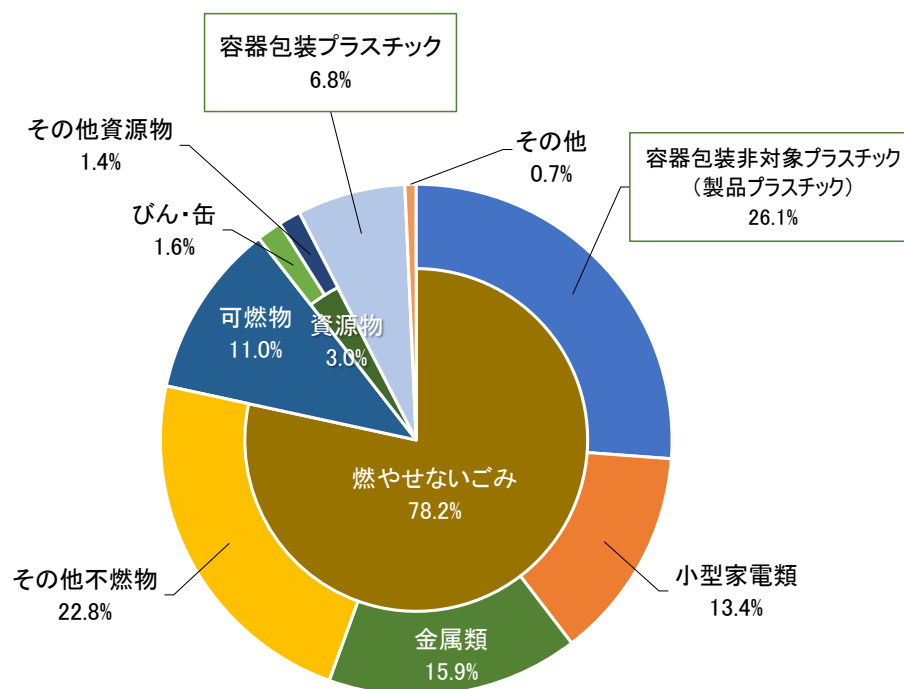
(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）

燃やせないごみの中には、「容器包装プラスチック」が 6.8%、「容器包装非対象プラスチック」（製品プラスチック）が 26.1%含まれています。（図表 15）

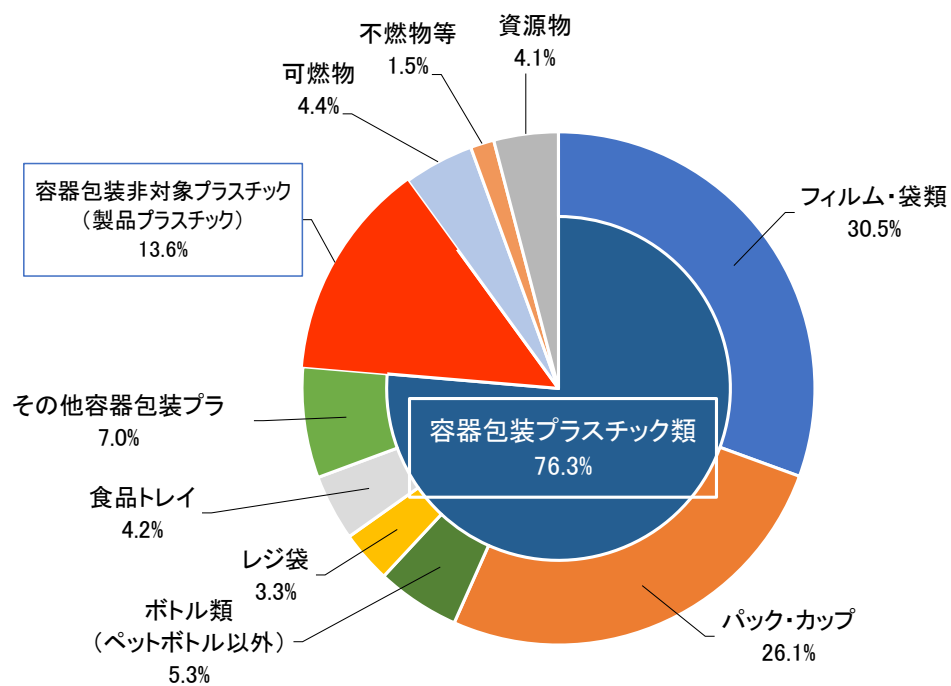
(3) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの中身を種類別に見ると、「フィルム・袋類」が最も多く 30.5%、次いで「パック・カップ」26.1%、「ボトル類（ペットボトル以外）」5.3%、「レジ袋」3.3%などとなっています。（図表 16）

図表 15 燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成



図表 16 容器包装プラスチックの組成



資料：令和3年度詳細組成分析調査

第2節 国・都や国際的な動向

2.1 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を2018（平成30）年6月に閣議決定しました。国際的な課題として、食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマス（食品、木など）、金属類の徹底した資源循環や、地域での災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

(2) 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

(3) プラスチック資源循環促進法の制定・施行

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：「プラスチック資源循環促進法」）プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、今年（令和4年）4月から施行された法律です。同法では、

- プラスチック製品の環境配慮設計をすすめること

- 小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の抑制

といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し、容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。

2.2 東京都の動向

東京都は、令和3（2021）年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、「2050年を見据えた2030年のビジョン」を提示するものとなっています。

2.3 国際的な動向

持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

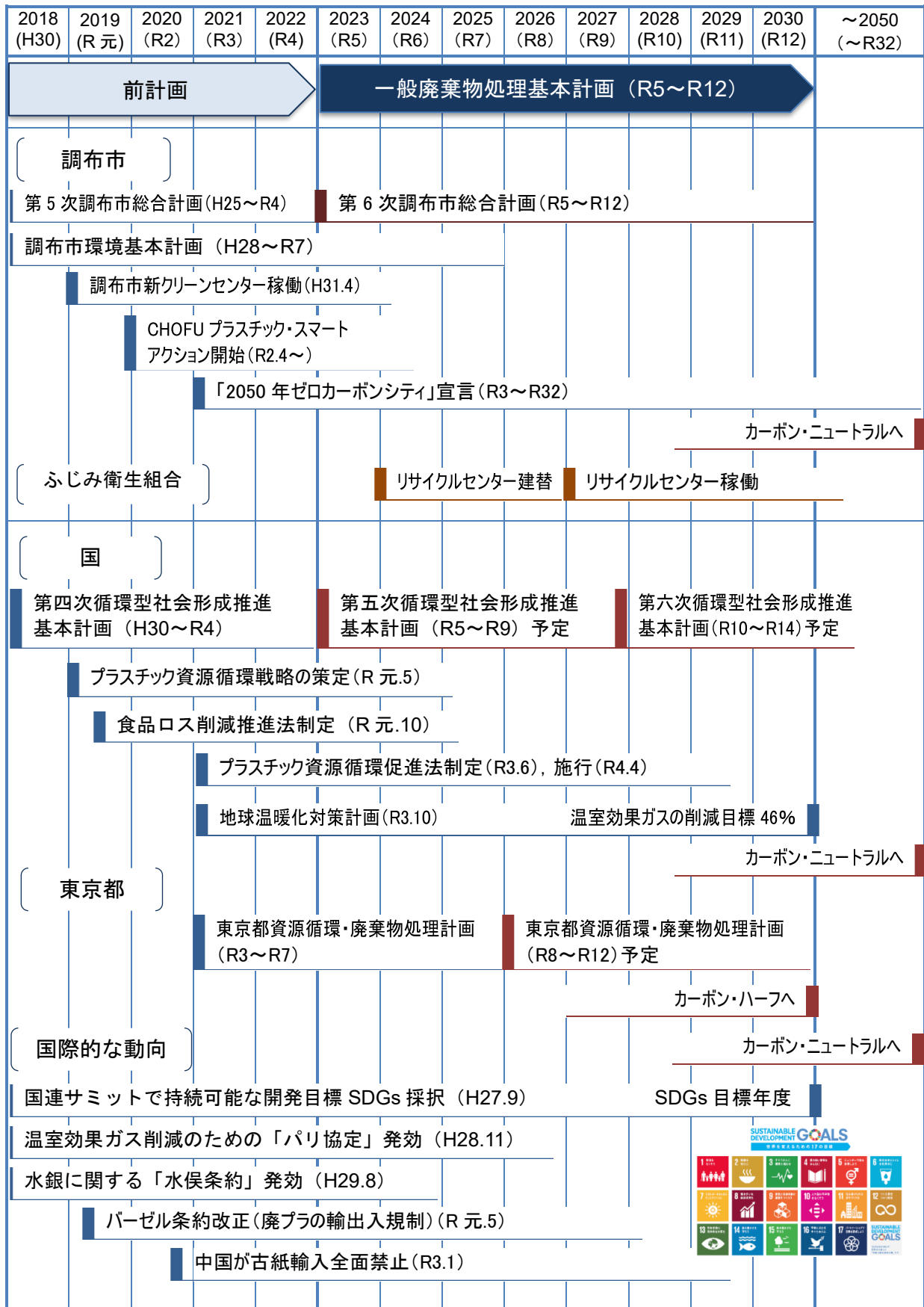
SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030 (令和 12) 年を期限とする 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットからなっています。

図表 17 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール



本計画策定前後の主なできごとを次ページの図表 18 に示します。

図表 18 現行計画の計画期間と主なできごと



第3節 計画策定に向けての課題

3.1 地球環境問題への対応

近年、気候変動問題をはじめとする地球環境問題がますます深刻化しており、「持続可能な社会の形成」が世界的に取り組むべき課題となっています。そのため、各国では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められており、本市においては令和3年4月、市民や事業者とともに総力を挙げてカーボンニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）を目指すため、市と市議会が共同で「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

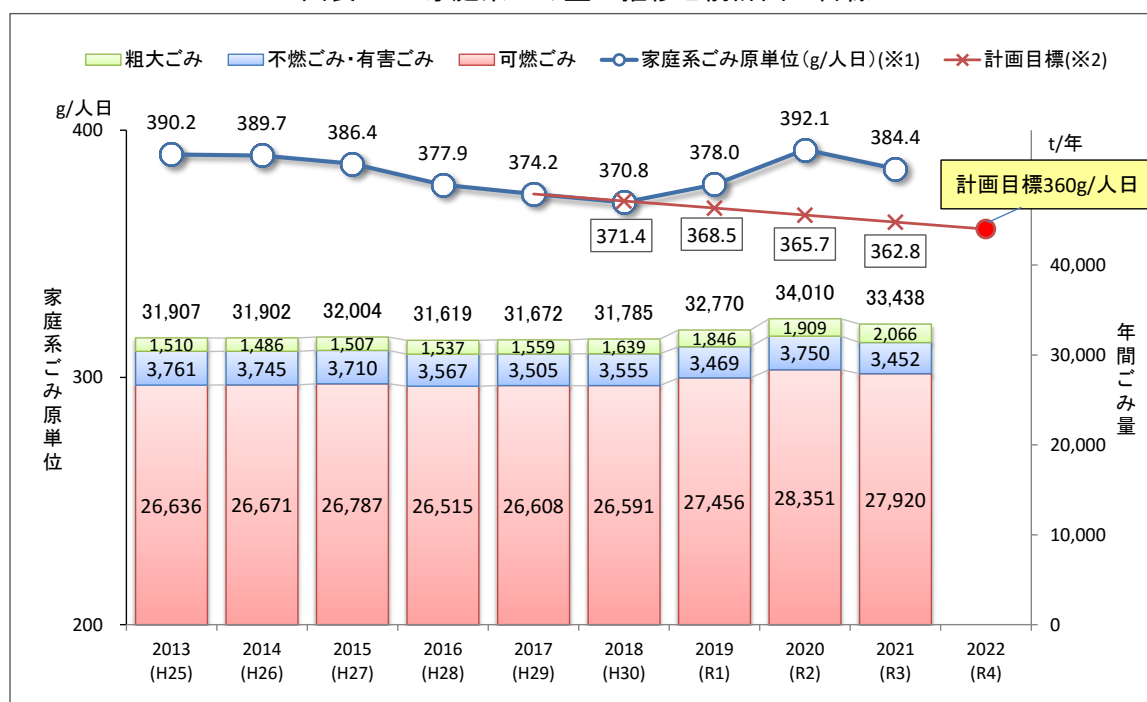
ごみ処理・リサイクル事業においても、温室効果ガスや食品ロスの削減といった「つくる責任・つかう責任」（SDGsのゴール12）の徹底など、「持続可能な社会づくり」に資する取組をより一層推進する必要があります。

3.2 さらなる発生・排出抑制の推進

前計画では、令和4年度に1人1日あたりの家庭系ごみ量（家庭系ごみ原単位）を360g/人日とすることを目標としていましたが、コロナ禍に伴う家庭系ごみの急増等もあり、令和元年度以降の実績は目標値を上回って推移しています。（図表19）

食品ロスの削減や使い捨てプラスチック類の発生抑制など、より一層の発生・排出抑制を推進する必要があります。

図表19 家庭系ごみ量の推移と前計画の目標



※1 家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃、不燃、有害、粗大）÷人口÷年間日数

※2 平成30年度～令和3年度の計画目標は、平成29年度実績と最終年度（R4年度）目標から算出した按分値です。

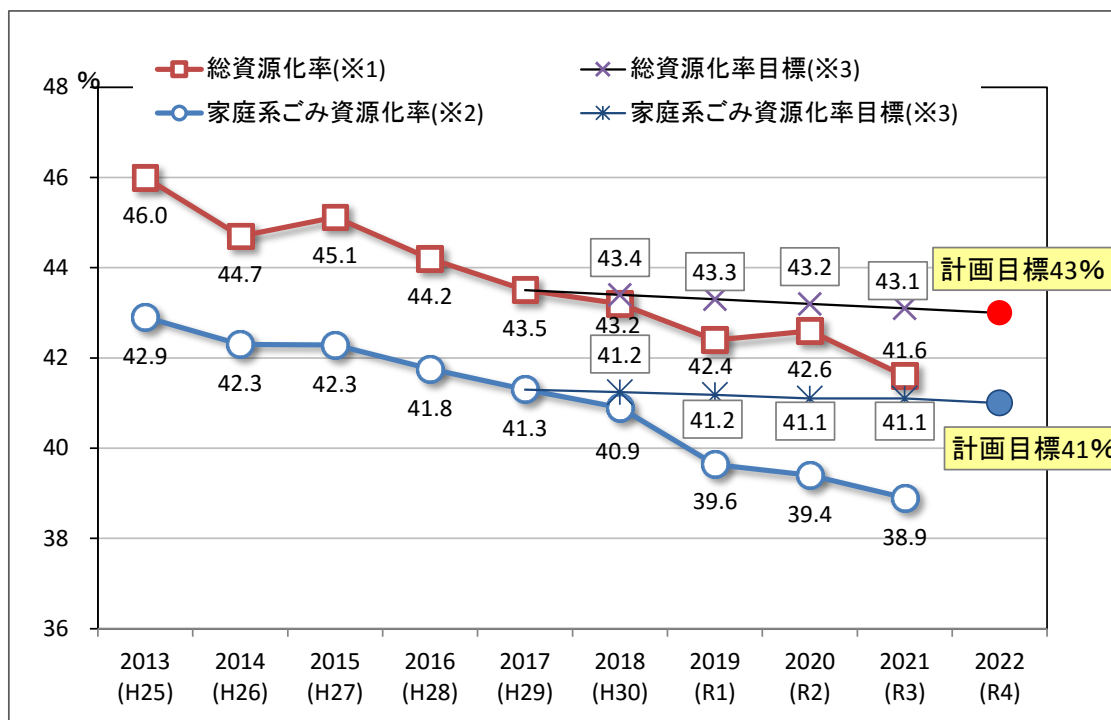
3.3 分別の徹底とリサイクル

前計画では、古紙類の排出量が年々減少していることを踏まえ、資源化率の水準を現状維持していくことを目標としていましたが、令和元年度以降の実績は、目標値をさらに下回って推移しています。（図表 20）

ごみの「発生抑制」が最優先であることを踏まえれば、資源排出量の減少に伴う資源化（リサイクル）率の低下は致し方ない面もありますが、依然として排出されているごみの 4 割はリサイクルされていることから、これら再生資源の安定確保による資源循環は、引き続き重要な課題です。

したがって、さらなる分別の徹底により適切に排出される資源物の品質向上や、民間ルート等、多種多様な回収ルートの確保が必要です。

図表 20 資源化率の推移と計画目標



※1 総資源化率＝（資源物＋中間処理施設資源化量＋集団回収）÷ごみ総排出量

* 粗大ごみからの金属回収や焼却灰のエコセメント化を含む

※2 家庭系ごみ資源化率＝（資源物＋集団回収）÷（ごみ総排出量－事業系ごみ量）

* 家庭から出る不用物の内、資源として分別された割合

※3 平成 30 年度～令和 2 年度目標は、平成 29 年度実績と最終年度（R4 年度）目標から算出した按分値です。

3.4 市民・事業者との連携

未利用の食品や使い捨てプラスチックをなるべくごみにしないようにしたり、資源やごみの分別を徹底したりすることなど、市民や事業者の御理解・御協力がなければ進めることはできません。

さらに、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを「経済活動」の中にしっかりと組み込み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする線形経済（リニア経済）から持続的な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革していくには、市民の日常の消費行動や事業者の経済活動のあり方を変えていく必要があります。

市の清掃事業（ごみの適正処理・3Rの推進）は市民・事業者の日常的な活動と行政との最も身近な接点であることから、あらゆる施策において市民・事業者との連携を強化していくことが求められます。また、連携強化を図るためには、効果的な情報発信、環境教育等を引き続き充実させていく必要があります。

3.5 災害等への対応

近年、地球温暖化の影響により記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しています。特に、令和元年10月に発生した東日本台風（台風19号）は、日本各地に甚大な被害をもたらし、市内でも多摩川沿いなどで大規模な浸水被害が生じました。

また、令和2年からはじまった新型コロナウイルス感染拡大が、市民生活や事業活動を直撃した結果、巣ごもり需要の増加によるごみの急増や、海外諸国のロックダウン（都市封鎖）により輸出できなくなった資源物（古布）が国内に滞留するなど、ごみの適正処理・リサイクル事業にも多大な影響をもたらしました。

今後とも、大規模災害や感染症の拡大など大きな社会変動に際しても、生活環境保全の観点から安定的なごみ処理・リサイクル事業の対応が図れるよう、計画的に備えを整備していくことが求められています。

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

基本理念	すべての人の取組と互いの連携で、より一層の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指します。
------	--

地球環境と人間社会は危機に瀕しています。異常な熱波や大規模水害を伴う気候変動、大量生産・大量消費社会の広がりによる資源制約の強まり、生態系・自然環境の破壊など、解決に向けた行動は待ったなしの状況です。次世代に持続可能な社会をつなぐため、世界の国々で取り組まれているのが、SDGs（持続可能な開発目標）です。

資源循環や一般廃棄物処理の分野では、下表のとおり「目標 11 持続可能な都市」「目標 12 持続可能な消費と生産」「目標 13 気候変動」などに関連した課題を中心としつつ、SDGs の達成に資する各分野ごとに取組の展開が求められています。

図表 21 資源循環・一般廃棄物処理の分野に関わる SDGs の目標

SDGs の目標	資源循環・廃棄物処理の分野で求められること
目標 11 [持続可能な都市]	ごみの排出をなるべく抑え、それでも排出される資源を効率的に循環させ、ごみを適正に処理する。
目標 12 [持続可能な消費と生産]	資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す持続可能な循環型社会「サーキュラー・エコノミー」を実現する。
目標 13 [気候変動]	CO ₂ 排出量の増大につながるプラスチック類の焼却量を削減するなど、気候変動を軽減するための対策を講じる。
目標 14 [海洋資源]	海洋ごみの半分以上を占めるプラスチックごみを削減し、海の豊かさを守る。
目標 17 [パートナーシップ]	買い物やサービスを接点とした消費者と企業の連携、ごみ出しを接点とした市民と行政の連携など、産学官民で連携して取組を進める。

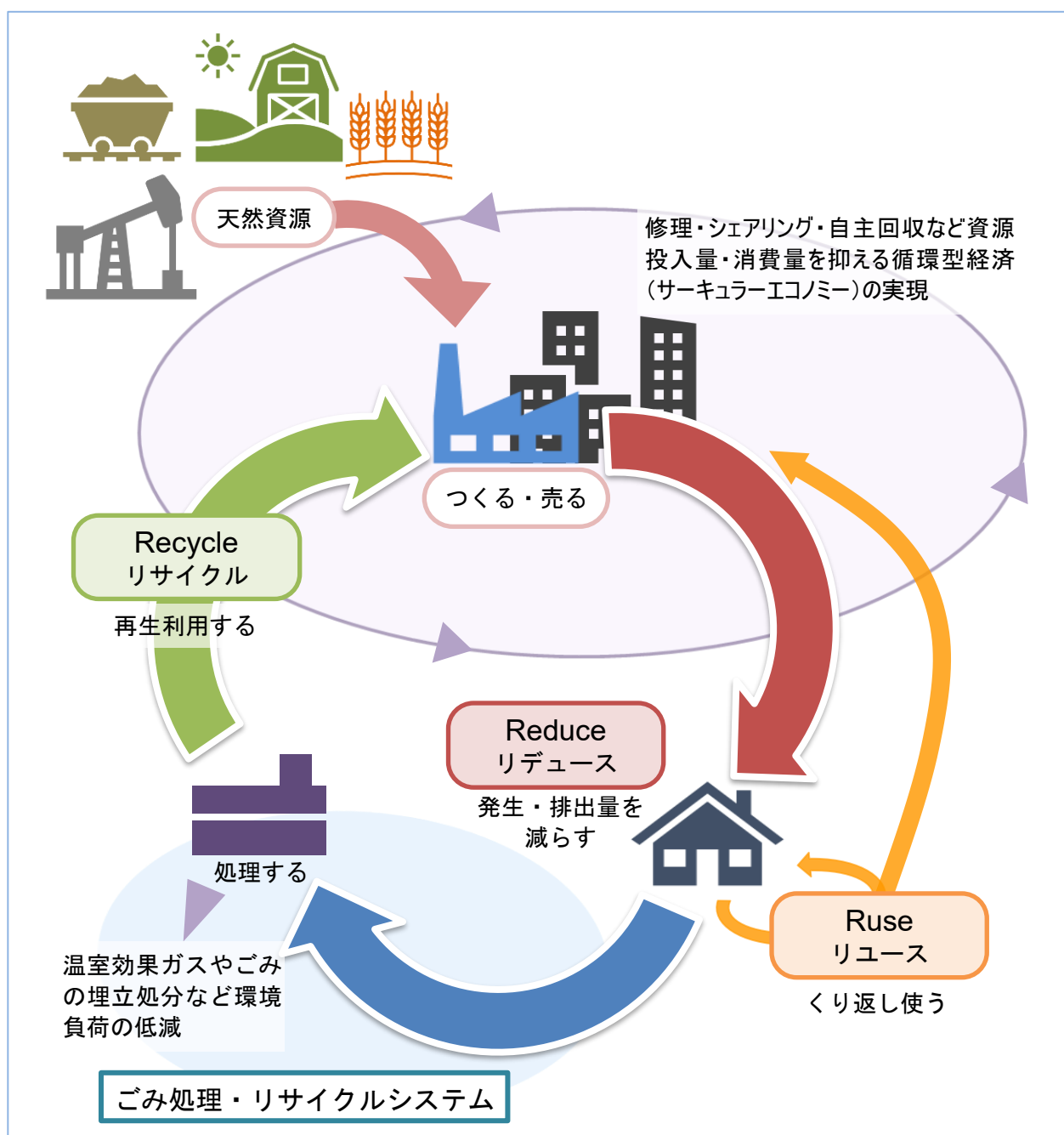
こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念は、「すべての人の取組と互いの連携で、より一層の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指す」こととしました。

ごみの 3R、すなわち発生・排出抑制（リデュース）や再利用（リユース）を優先し、それでも排出されるごみは最大限リサイクル（再生利用）していくことは、市のごみ処理事業における環境負荷（温室効果ガスの発生やごみの埋立処分）を低減し、資源を有効活用するために必要な取組です。

さらに昨今では、生産から流通・販売、消費に至る社会経済活動そのものを、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型から、持続可能な形で資源を利用する循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっています。（図表 22）

ごみの 3R を入口に持続可能な社会の実現を目指していくためには、すべての人（市民・事業者・行政等）の取組と互いの連携がますます求められています。

図表 22 ごみの 3R と循環型経済（サーキュラーエコノミー）の概念図



第2節 各主体の役割

スローガン	みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布
-------	---------------------------------

基本理念の実現に向けたスローガンは、「みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布」です。

スローガン前半は、基本理念の「すべての人の取組と互いの連携」を表し、スローガン後半は「ごみの発生・排出抑制を最優先すること」と、本市の「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」（令和3年4月）を踏まえた廃棄物施策を展開していくうえで、「CO₂に代表される温室効果ガスによる環境負荷を減らしていくこと」を表しています。

図表 23 は、各主体に求められる主な役割を図式化したものです。

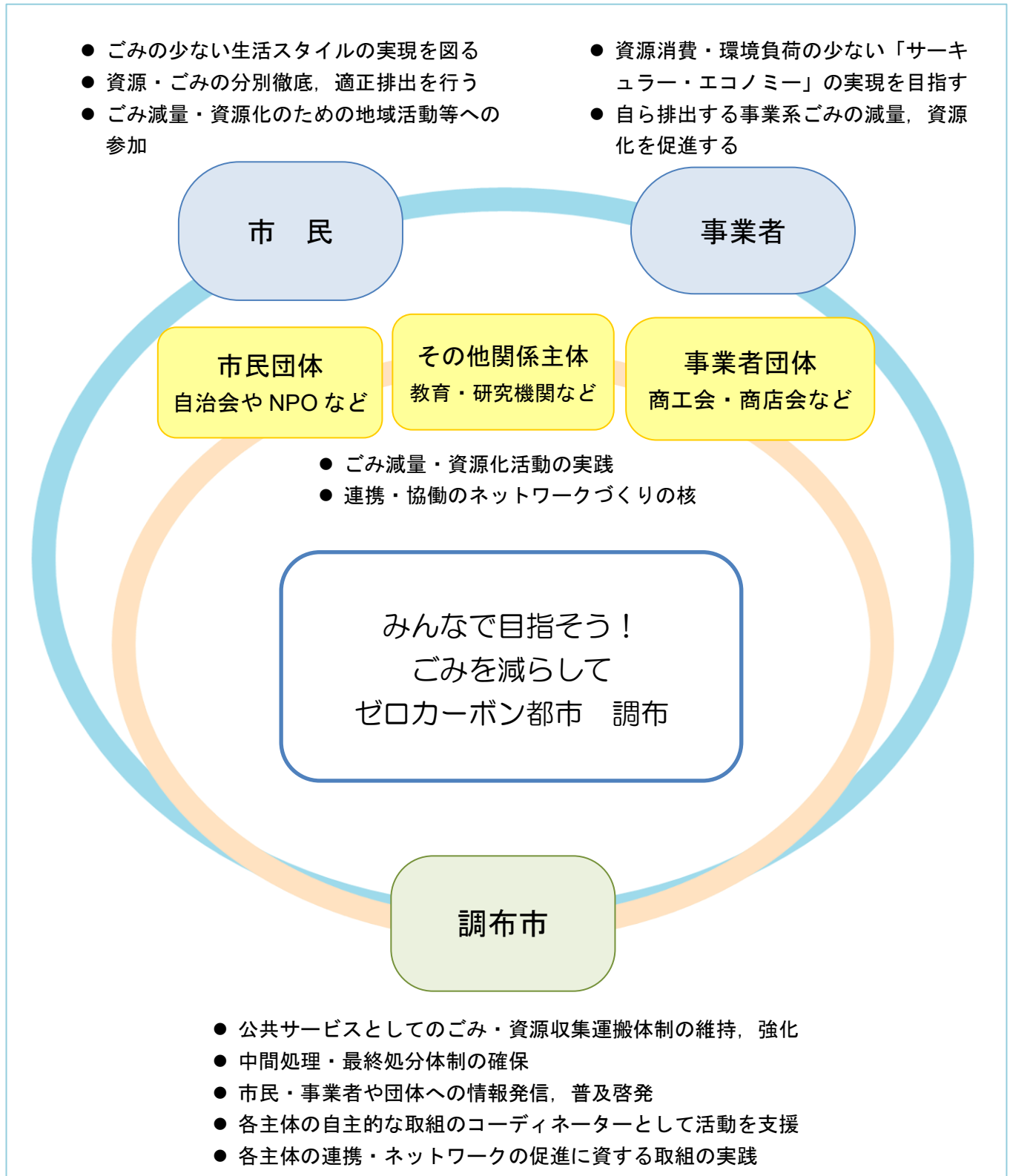
市民においては、資源・ごみ分別の徹底や集団回収など資源リサイクル活動への参加を実践するとともに、食品ロスや使い捨てプラスチックなど「もったいない」「ごみを出さない」「ものを長く大切に長く使う」といった、ごみの少ない生活スタイルに転換していくことが求められています。

事業者においては、自ら排出する事業系ごみの減量、資源化を進め、適正処理を行うことはもちろん、資源の消費や環境負荷の少ない事業活動への変革、開拓を通して「サーキュラー・エコノミー」の実現を目指すことが求められています。

また、取組を進めていくうえで欠かせない主体が、自治会や NPO、福祉団体といった市民団体・地域団体、商工会や商店会といった事業者団体、及び教育・研究機関などの関係機関です。こうした団体は、ごみ減量・資源化活動の実践の場としての役割とともに、市民・事業者・市が連携・協働するための連携（ネットワーク）の核としての役割を担っています。

市は、ごみや資源の処理・リサイクルの安定的な基盤を維持するとともに、各主体の自主的な取組のコーディネーターとして活動を支援し、市民・事業者や団体に広く情報発信、普及啓発を行っていきます。

図表 23 各主体の役割



第3節 計画の体系と重点施策

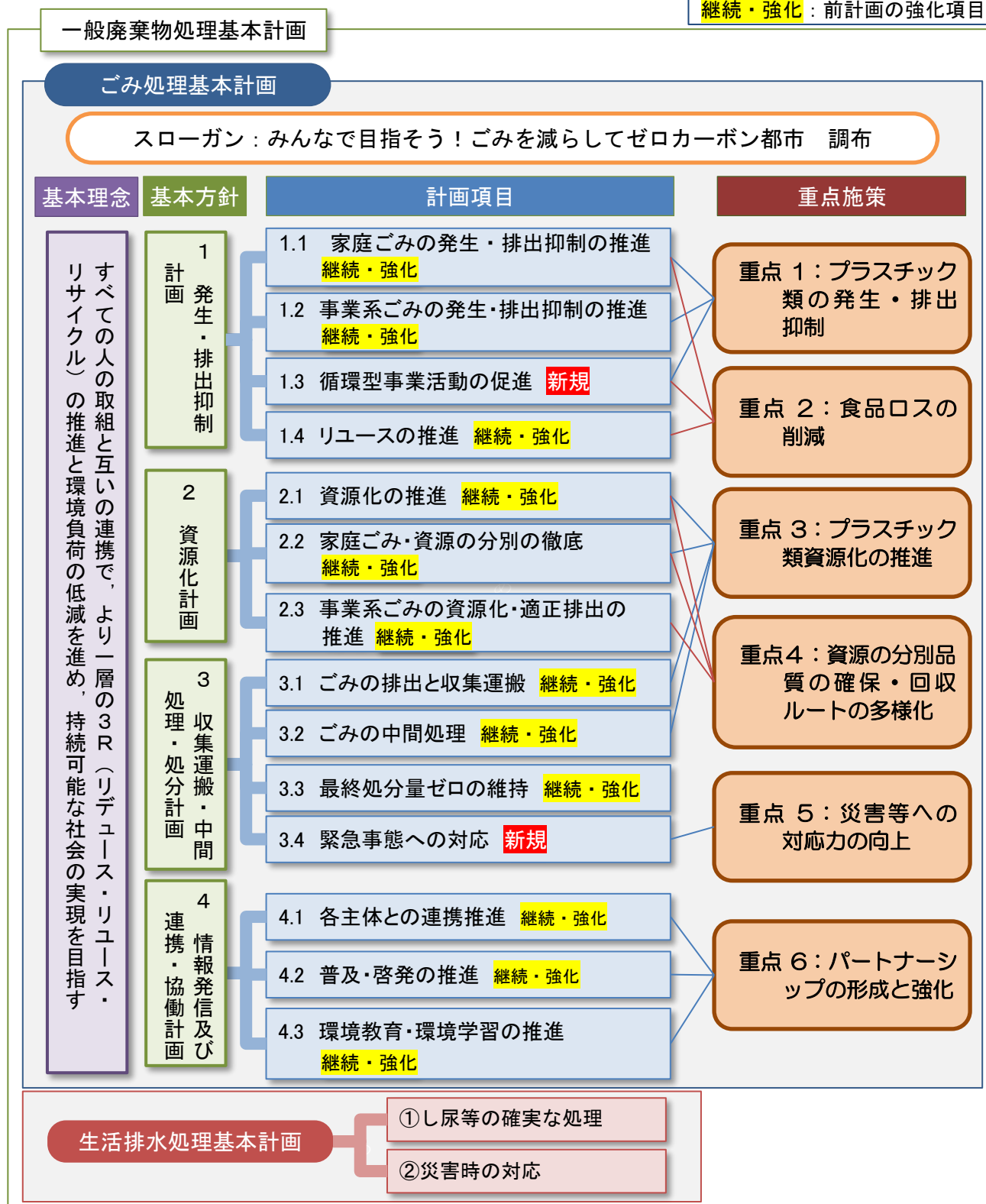
3.1 計画体系

本計画の体系は下図のとおりです。

図表 24 計画体系

新規：当計画における新規項目

継続・強化：前計画の強化項目



3.2 4つの基本方針

本計画の基本方針は以下の4つです。

(1) 基本方針1 徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、発生・排出抑制（リデュース）を最優先に取組を進めます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を市民（団体）・事業者（団体）・行政が連携して進めることにより、持続可能な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立に資することを目指します。

(2) 基本方針2 さらに資源化の推進

資源分別収集，集団回収，拠点回収，店頭回収及び事業者による自主回収など，多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。

また，プラスチック類の分別収集を強化・拡充することにより温室効果ガスの削減を図るとともに，古紙類に代表される既存の資源についても分別収集の推進による品質の向上を図り，安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

(3) 基本方針3 適正な処理体制の維持

ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携しつつ，安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに，東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持・継続していきます。

(4) 基本方針4 市民・事業者との協働と連携強化

市民・事業者や各種団体・教育機関等との連携を深めつつ，積極的な情報発信，普及啓発，児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。

また，さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進める中で，関係主体とのパートナーシップ（つながり）の形成・強化に努めていきます。

3.3 重点的な取組

基本理念の実現に向け、以下の取組を重点的に進めます。

(1) 重点１：プラスチック類の発生抑制

「ゼロカーボンシティ」をめざし、市民・事業者と一体となってプラスチック類の使用削減、排出抑制を進めます。

【主な取り組み】

- ・ 「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」や「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」の取組を継続的に発展・拡充し、市民・事業者によるプラスチック削減の取組を推進
- ・ 市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減や自主回収に取り組む事業者の情報を積極的に発信
- ・ 事業者に対しては、商工会等の事業者団体とも連携し、先進事例の紹介などの情報発信を通じて、脱プラスチック型の事業活動への転換を促進
- ・ 脱プラスチック型の事業活動に取り組む事業所の認定制度についての検討など

(2) 重点２：食品ロスの削減

食残しや未利用食品など「もったいない」食品ロスの徹底的な削減を進め、持続可能な社会づくりに貢献します。

【主な取組】

- ・ 市民に向け、家庭で実践できる食品ロスの削減方法のほか、食品ロス削減に取り組む飲食店等の事業所の情報を積極的に発信
- ・ 食品関連事業者・団体と連携し、食品ロス削減月間での共同キャンペーンなどを展開
- ・ 食切りや食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店の認定制度について検討
- ・ 組成分析に基づく現状の把握と情報提供による啓発活動など

(3) 重点 3：プラスチック類資源化の拡充

発生・排出抑制を進めても、なおごみとして排出されてしまうプラスチック類について、さらなる資源化を進めます。

【主な取組】

- ・ ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新・稼働（令和 9 年度予定）に併せた容器包装プラスチック・製品プラスチックの新たな収集（回収）方法の検討
- ・ 再資源化の対象となる製品プラの指定
- ・ ペットボトルの水平リサイクルに向けた取組の検討

(4) 重点 4：資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化

古紙をはじめとする再生資源の品質を確保し、循環ルートの多様化の取組を継続することにより、動脈産業・静脈産業が一体となった循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立を図ります。

【主な取組】

- ・ 雑がみの種類や禁忌品など古紙類に関する知識の普及
 - ・ 集団回収・拠点回収・店頭回収・企業による自主回収など、多様な回収ルート利用の呼びかけ
 - ・ 集団回収の推進
 - ・ リサイクル協力店制度等を活用した店頭回収の促進
 - ・ 収集・運搬方法の見直しの検討
 - ・ 分別品質を高めるための排出ルールの検討
- など

(5) 重点 5：災害等への対応力の向上

大規模な自然災害など緊急時の対応力の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 感染症の拡大や世界的な経済変動など、予期せぬ変動期における業務継続及び排出方法の周知

(6) 重点 6：パートナーシップの形成と強化

市民・事業者や各種団体・教育機関と一体となつてごみ減量・リサイクルを推進するため、多様な主体とのパートナーシップの形成を図り、互いの連携・協働を強化します。

【主な取組】

- ・ ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- ・ 多様な回収（集団回収・拠点回収・店頭回収など）の促進を通じた地域団体や事業所との連携・協働
- ・ 自主回収やリサイクル・リユース促進に積極的に取り組む企業等との連携
- ・ 環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体、事業者との連携・協働
- ・ SDGs 等，地球環境問題に関する周知・啓発など

第4節 計画目標

4.1 3つの計画目標

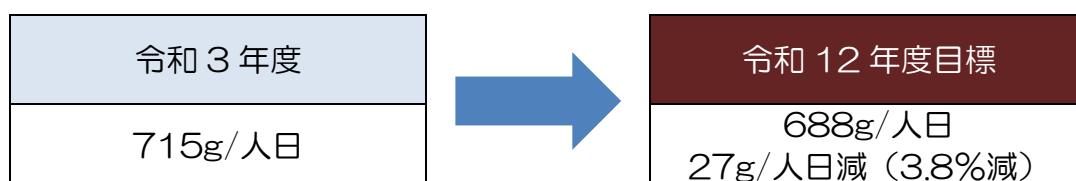
重点的な取組をはじめとする計画の推進によって達成すべき本計画の目標は以下のとおりです。

(1) 目標1 総ごみ原単位

ごみの発生・排出抑制を第一とする観点から、家庭系・事業系のごみ・資源物の発生抑制や事業者による自主的な回収等を進め、1人1日あたりの総ごみ排出量（総ごみ原単位）を抑制します。

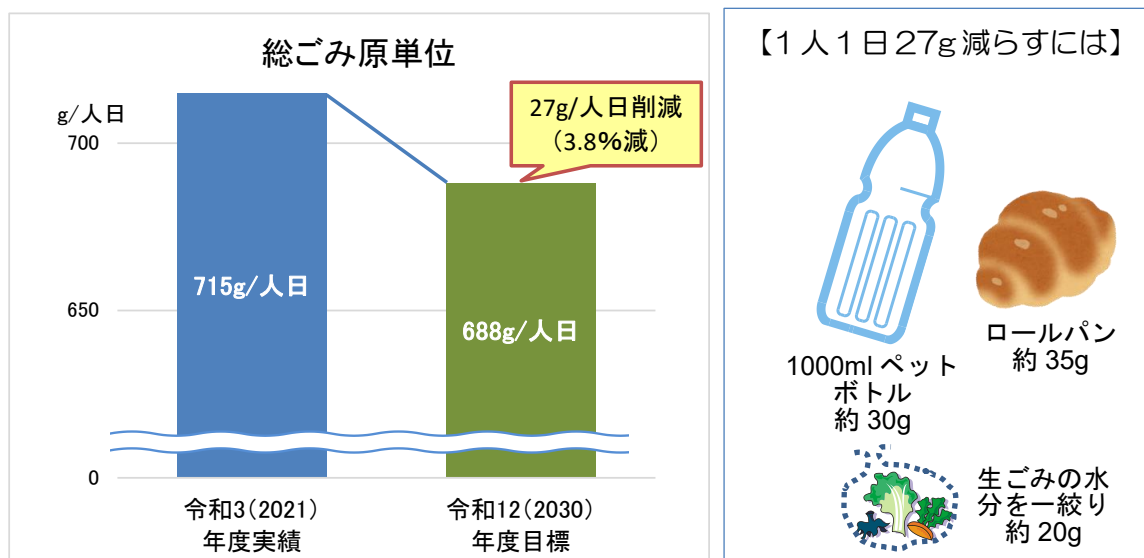
【総ごみ原単位の目標】

家庭においては、食品ロスの削減やプラスチック類などのごみへの排出抑制、事業系ごみについては想定されるごみ排出量の全体の伸び率を低減することにより目標値を設定しました。（図表 25）



$$\text{総ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

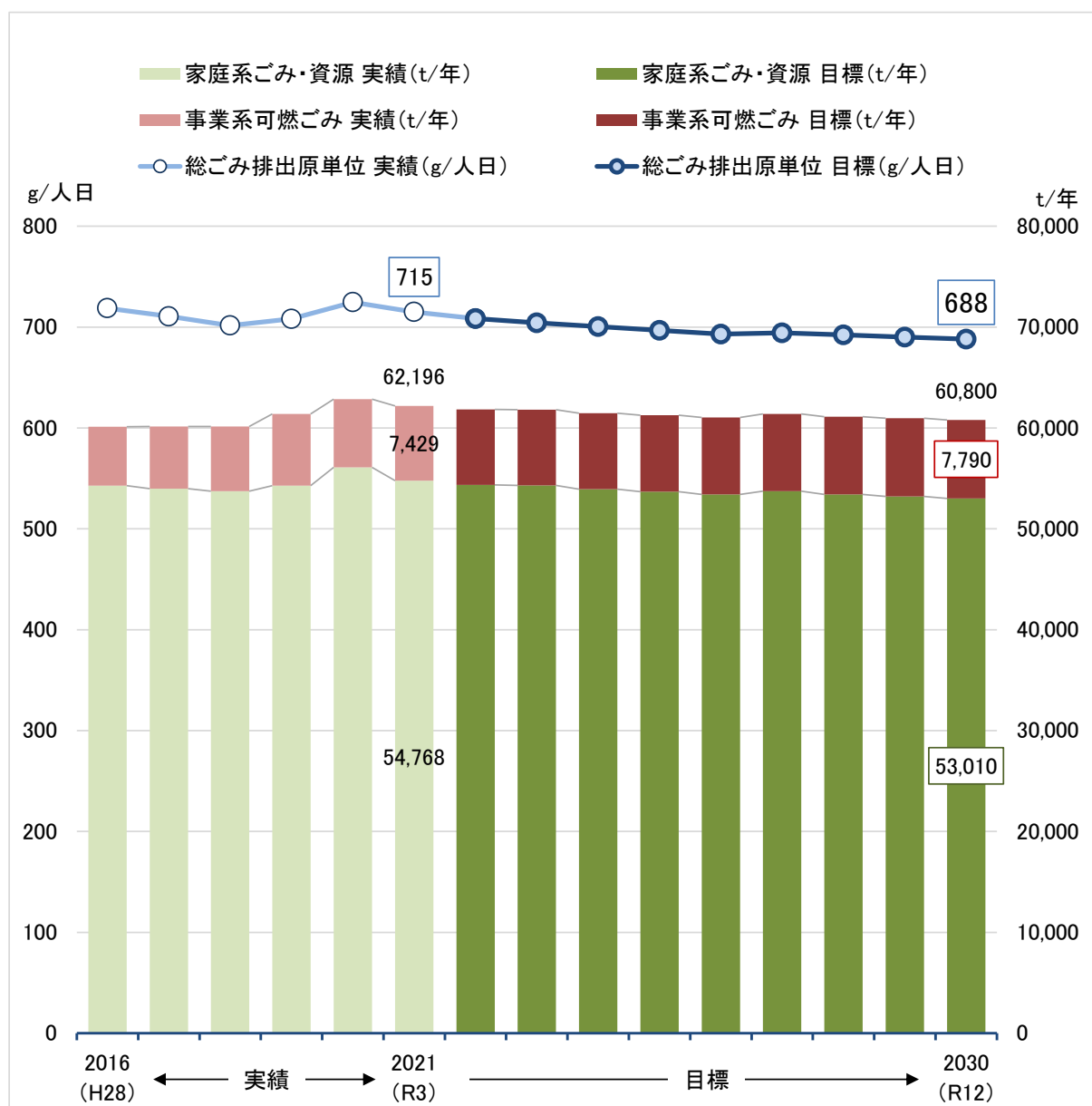
図表 25 総ごみ原単位目標



図表 26 は、総ごみ原単位及び家庭系ごみ・資源と事業系可燃ごみの年間排出量の実績と目標を年度ごとのグラフにしたものです。

目標設定の詳細につきましては、資料編「3 ごみ量推計・目標設定資料」をご参照ください。

図表 26 総ごみ原単位の実績・目標



(2) 目標 2 二酸化炭素（CO₂）削減量

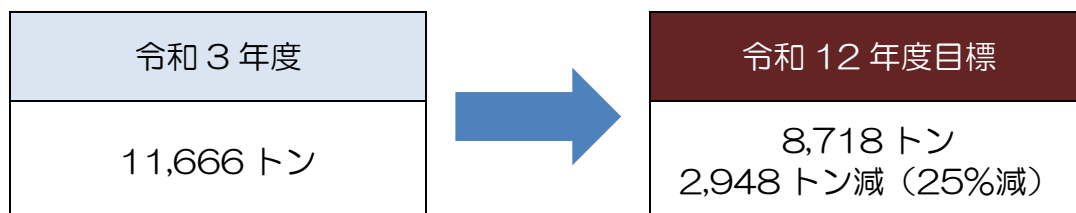
使い捨てプラスチックの発生・排出抑制を進めつつ、使用済みプラスチック類のさらなる資源化を推進することで、プラスチックごみの焼却により発生するCO₂を削減します。

【二酸化炭素（CO₂）削減量の目標】

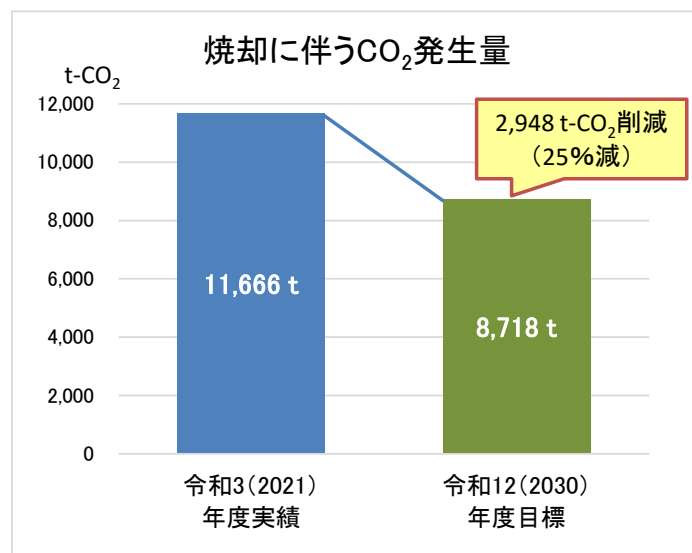
ごみ焼却炉から発生するCO₂は、主にプラスチックが燃やされることに起因し、気候変動危機への対応の観点から、プラスチックは可能な限り焼却しない方向を目指すことが重要です。2022（令和 4）年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法は、プラスチック類を資源として循環させるため、これまでの容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも容器包装リサイクル法の仕組みで資源化することが可能となりました。

そこで、容器包装プラスチックのさらなる分別徹底や、製品プラスチックの資源化を新たに導入することで、焼却処理されるプラスチックの量を約 3/4（25%減）にすることを目標としました。（図表 27）

令和 3 年度に焼却処理される家庭系プラスチックは推計約 4,000 トン（CO₂ 換算で約 11,666 トン）で、ここから 25%減らすと燃やされるプラスチックの量は約 3,000 トン（CO₂ 換算で約 8,718 トン）となります。



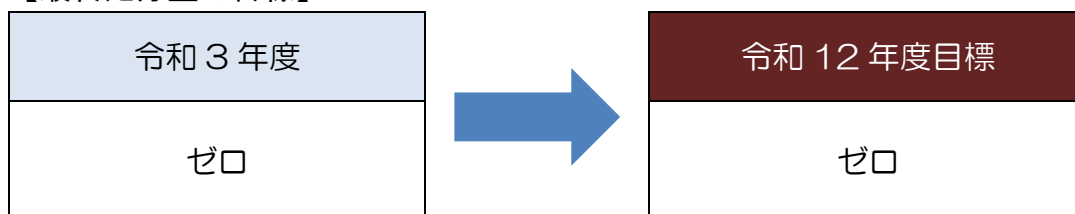
図表 27 二酸化炭素（CO₂）削減量の目標



(3) 目標 3 最終処分量

ごみの中間処理・資源化システムの維持・継続により、最終処分量ゼロを継続していきます。

【最終処分量の目標】



4.2 参考指標

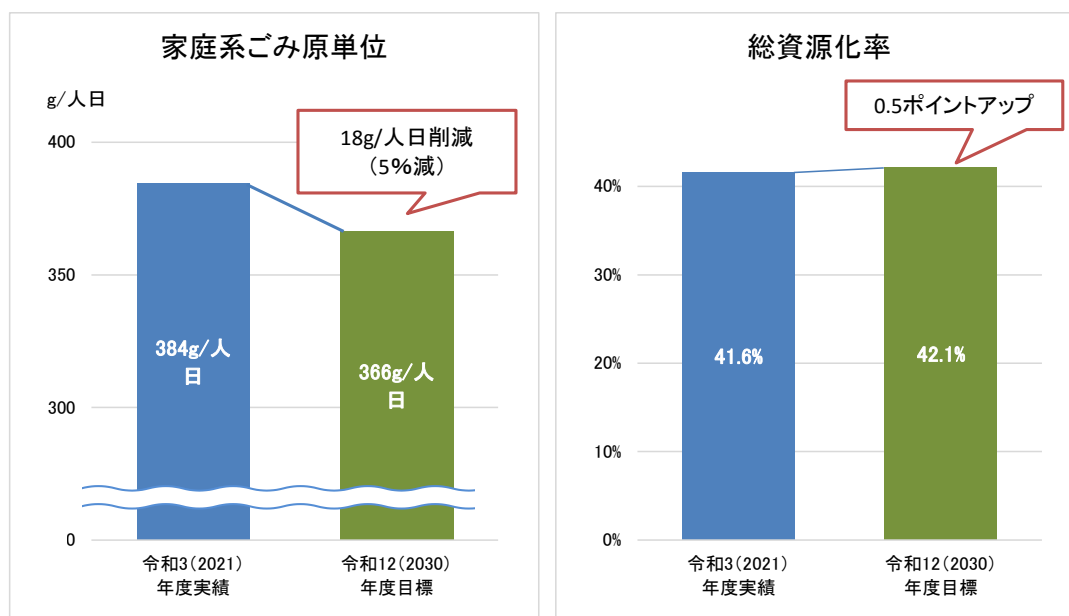
参考指標とは、計画目標の達成と同時に得られる効果です。さまざまな取組の進捗状況を把握するうえでの指標として用います。(図表 28)

指 標	令和 3 年度	令和 12 年度
家庭系ごみ原単位	384g/人日	366g/人日 18g/人日減 (5%減)
総資源化率	41.6%	42.1% (0.5 ポイント増)

$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

図表 28 参考指標



第4章 ごみ処理基本計画

第1節 発生・排出抑制計画

発生・排出抑制計画の基本方針

徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

【計画項目】

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

継続・強化

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

継続・強化

1.3 循環型事業活動の促進 **新規**

1.4 リユースの推進 継続・強化

重点1：プラスチック類
の発生・排出抑制

重点2：食品ロスの削減

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

(1) プラスチック類の発生・排出抑制 **重点**

プラスチック使用製品，特に使い捨て製品や過剰な容器包装類の発生・排出抑制を促進するため，普及啓発や広報，児童・生徒への環境教育などを通じ，暮らしの中のプラスチックごみ削減に向けた取組への協力を，市民や事業者に働きかけます。

(2) 食品ロスの削減 **重点**

組成分析調査結果などを基に，食べ残しや未利用食品量を調査・分析するとともに，賞味期限，消費期限切れの食品，食残しといった家庭内における食品ロスの削減に市民が自主的に取り組めるよう，普及啓発・広報等を進めます。

また，フードドライブ事業の継続・拡充を図るため，庁内所管部署等による取組を支援するため，市民にその利用・参加を呼びかけます。

(3) その他発生・排出抑制行動の促進

生ごみ全体の減量・資源化に向け、水切りの徹底の呼びかけや生ごみ処理機・コンポスト容器の利用など、家庭内処理の促進にも引き続き取り組みます。

また、ものを大切に長く使う、電気製品の修理・再生を行うなど、ごみの発生・排出が少ないライフスタイルの実践・転換の促進について、市民や事業者情報発信していきます。

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

(1) 大規模事業所への指導

本市では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以上の建築物）の所有者に対し、条例に基づき廃棄物管理者の設置と廃棄物再利用計画の提出を義務づけています。これら大規模事業者に対し、引き続き再利用計画を活用しごみの発生・排出抑制の推進を指導します。

(2) 事業所への情報提供・指導

食品廃棄物の減量や古紙類の資源化促進に関する情報など、商工団体等の事業者団体と連携し、中小事業所を中心に業種の特性に応じたごみ減量・資源化に関する情報発信を行います。

1.3 循環型事業活動の促進

(1) 脱プラスチックの促進 **重点**

先進的に取り組む事業所の紹介・情報発信を通じ、脱プラスチック、カーボン・ニュートラルの観点から、事業活動における使い捨てプラスチックの使用の抑制を促進します。また、事業者との連携により、指定収集袋のばら売り方法の拡充によるレジ袋削減に向けて検討します。

(2) 食品ロスの削減 **重点**

「食べきり協力店」など、他自治体を参考とした食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店の認定制度を設け、市民に広くPRしていく仕組みについて検討します。食品販売店における食品ロス削減については、見切り品情報を消費者に迅速に提供するデジタルプラットフォームの利用や、賞味期限の短い食品をあえて選択する「手前取り」の実践について市民に呼びかけるなど、販売店や事業所と連携による食品ロス削減に向けた取組を検討・展開します。

また、未利用食品の有効利用に向けては、庁内関係部署と連携して食品関連事業者、社会福祉協議会、フードバンク団体、消費者団体連合会など関係主体間の情報共有、ネットワークづくりなどを支援していきます。

(3) 店頭回収・自主回収の促進 **重点**

スーパーマーケットにおける発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる製品・容器の自主回収事業など、事業者による自主回収の情報を積極的に発信し、市民にそれらの利用を呼びかけます。

1.4 リユース（再利用）の推進

(1) 利再来留館の活用

リユース情報発信の拠点として利再来留（りさいくる）館を引き続き活用しつつ、粗大ごみリユース品等の展示・販売機能のさらなる充実を図ります。

(2) リユース活動に関する情報提供・支援

本市や各種団体等が実施するフリーマーケットの実施や市イベントや地域のお祭り等でのリユース食器の利用、企業との連携によるリユース促進デジタルプラットフォームの活用など、市民がリユースを体験する機会を増やすことを通じ、リユース品活動の促進を図ります。

第2節 資源化計画

資源化計画の基本方針

さらなる資源化の推進

【計画項目】

2.1 資源化の推進 **継続・強化**

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底 **継続・強化**

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進
継続・強化

重点3：プラスチック類
資源化の推進

重点4：資源の分別品質
の確保・回収ルート
の多様化

2.1 資源化の推進

(1) プラスチック類の資源化の推進 **重点**

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックを再商品化（リサイクル）するための仕組みが導入されました。また、現在、容器包装プラスチックを中間処理しているふじみ衛生組合リサイクルセンターは、老朽化に伴い令和9年度に向けて更新が予定されています。

このような状況を踏まえ、容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた、プラスチックごみ全体に分別対象を拡大し、資源化する仕組みの検討・導入を図ります。

また、使用済みペットボトルについては、環境負荷が少ないとされる水平リサイクル※（ボトル to ボトル）の可能性について検討します。

※ペットボトルからペットボトルのように、使用済み製品を同一の製品へとリサイクルすること。

(2) 集団回収、拠点回収の推進 **重点**

資源物及び品質確保のため、地域集団回収事業については今後とも促進していくとともに、高齢化の進行や資源価格の変動など、社会情勢の変化に対応した仕組みに改善を図ります。

使用済小型家電や牛乳パック、使用済みインクカートリッジ等の拠点回収事業についても随時、拠点の拡充を検討するなど、回収量の維持・拡大を図ります。

また、スーパーマーケットでのペットボトルやトレイ、古紙類の店頭回収など、事業者の自主回収による資源化の促進に向け、広報・PRを図ります。

(3) 枝・草・葉や生ごみの資源化検討

剪定枝のチップ化事業については、引き続き実施するとともに、施設や集合住宅など利用者の新規獲得に向けたPRやチップの希望者への配布など、事業の強化・拡充について検討します。

また、枝・草・葉について、堆肥化やバイオマス燃料化といった資源化方法に関して、先進事例を参考としつつ調査・検討します。生ごみについても同様に、コミュニティ単位での回収・資源化の導入について調査・検討します。

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

(1) 分別ルールの周知徹底

市報やごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、ごみアプリ、SNS等の多様な媒体を活用し、ごみ・資源物の正しい分別・排出方法を周知するとともに、廃棄物減量及び再利用促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等との連携・協働により、分別ルールの徹底を図ります。また、ルールが守られていないごみへのイエローカードの貼付や指導を継続します。

(2) 分別収集品質の向上策の検討 **重点**

資源物の安定的な流通を確保するためには、回収・収集段階での品質の向上が不可欠です。

特に、古紙類については組成分析調査による分別遵守状況の把握に努めつつ、「雑がみ」を正しく分別することや不純物・禁忌品の混入を排除するなど、品質の確保・向上に向けた広報・PRや環境学習・環境教育の充実を図ります。あわせて、市民や事業者が理解しやすい排出・収集方法についても検討します。

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

(1) 事業所への情報提供，指導

大規模事業所に対しては，事業用大規模建築物の再利用計画を活用した指導を通じ，ごみ減量と資源化を促していきます。

中小事業所に対しては，商工団体等と連携し事業系ごみの分別・資源化マニュアルなどによる情報提供を図り適正排出を促すとともに，許可収集業者との連携を図り，分別ルールを守らない事業所に対する指導を徹底します。

なお，事業系ごみの量や性状は業種や規模により大きく異なるため，組成分析調査やアンケート調査等により排出実態を適切に把握し，効果的な情報提供・指導方法を検討します。

(2) 持込ごみの分別の徹底

許可収集業者や直接搬入によりふじみ衛生組合クリーンプラザふじみに持ち込まれる事業系ごみの抜き取り検査を継続しつつ，新たに事業系可燃ごみの組成分析調査を実施・活用することで，分別の徹底を図ります。

第3節 収集運搬・中間処理・処分計画

収集運搬・中間処理・処分計画の基本方針

適正な処理体制の維持・継続

【計画項目】

3.1 ごみの排出と収集運搬 **継続・強化**

3.2 ごみの中間処理 **継続・強化**

3.3 最終処分量ゼロの維持 **継続・強化**

3.4 緊急事態への対応 **新規**

重点3：プラスチック類
資源化の推進

重点5：災害等への対応
力の向上

3.1 ごみの排出と収集運搬

(1) 効率的な収集運搬体制の維持

ごみ・資源物の収集運搬体制は現状を維持しつつ、排出量や質の変化，社会経済状況等の変化に適切に応じ，適宜効率化や見直しを図ります。

(2) ICT化の推進

ごみ収集運搬に関する各種データの蓄積や，粗大ごみ処理申込等の各種手続きのICT（情報通信技術）化を推進し，ごみ・資源物の収集運搬事業の効率化を図ります。

(3) 環境に配慮した清掃車両の導入

ごみの収集車として電気自動車（EV）や燃料電池車等の導入を検討するなど，環境に配慮した清掃車両の導入を進めます。

(4) ふれあい収集の充実

高齢者・障がい者等ごみ出し困難者への対応として実施しているふれあい収集について、庁内関係部署及び事業者との連携を強化し、引き続き事業の充実を図ります。

(5) その他適正排出の維持

本市で収集・処理しない適正処理困難物やパソコンなどの廃棄物の適正な処理方法について、ごみカレンダー、ごみアプリ等での周知を徹底します。また、小型充電式電池やスプレー缶など爆発の恐れがあるごみや感染の恐れのあるごみの分別・出し方についても周知徹底を図ります。

ごみの不法投棄の撲滅に向けては、パトロールの強化や市民・事業者の協力による監視・通報体制を強化するとともに、警察との連携を密にしていきます。

また、古紙類など資源の持ち去りについては、パトロールの実施や条例に基づく持ち去り行為者に対する警告書の交付など、引き続き対策を実施します。

3.2 ごみの中間処理

(1) 中間処理システムの維持

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理といったごみの中間処理はふじみ衛生組合が実施しており、引き続き、ふじみ衛生組合による中間処理体制を維持していきます。

また、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの令和 9 年度の更新に向け、ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、建替期間中の不燃ごみ及び容器包装プラスチックやペットボトル等の処理・資源化体制の検討・確保を図ります。

(2) クリーンセンター機能の維持

調布市クリーンセンターにおける、本市のびん・缶、古紙・古布、粗大ごみの選別や積替機能を維持します。

3.3 最終処分量ゼロの維持

(1) 焼却灰の資源化

東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続による焼却灰全量の資源化を維持します。また、老朽化に伴うエコセメント化施設の一部更新について、東京たま広域資源循環組合に必要な協力を行います。

3.4 緊急事態への対応

(1) 災害廃棄物処理計画の策定等 **重点**

大規模災害発生時における廃棄物の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大や、大きな経済変動による資源リサイクル市場の混乱など、今後想定される社会・経済変動時におけるごみ処理・リサイクル事業の対応のあり方や収集・運搬・中間処理の業務継続体制について調査・検討を行うとともに、職員の感染予防に必要な措置を講じます。あわせて、指定収集袋の安定供給についても、生産体制や使用方法の見直しに向け検討します。

第4節 情報発信及び連携・協働計画

情報発信及び連携・協働計画の基本方針

市民・事業者、各種団体との連携・協働の推進

【計画項目】

4.1 各主体との連携推進 継続・強化

4.2 普及・啓発の推進 継続・強化

4.3 環境教育・環境学習の推進 継続・強化

重点 6：パートナーシップの形成と強化

4.1 各主体との連携・協働推進

(1) 促進員や審議会との連携・協働 **重点**

市民・事業者・各種団体との連携・協働により本市のごみ減量・リサイクルのあり方を検討していく場として、廃棄物減量及び再利用促進審議会を開催します。また、地域単位でごみ減量・リサイクルを進めるため調布市廃棄物減量及び再利用促進員との協働を引き続き図ります。

(2) 市民・市民団体等との協働 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、SDGs の推進など、多種多様なテーマで活動する市民団体や NPO、教育機関等に対し、情報提供その他の支援を行います。また、ごみ問題等に取り組みたい個人や NPO 等が気軽に参加したり、学習・情報交換の場を提供したりするなど、活動のプラットフォームづくり、ネットワーク化のあり方について検討していきます。

(3) 事業者・事業者団体等との連携 **重点**

食品ロスの削減や脱プラスチック、自主回収やリユース推進など、3R や循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に積極的に取り組む事業所に対しては、「ごみ減量・リサイクル協力店」等の認定制度の拡充や、表彰・広報により市民へ向けた情報発信を行うなど、必要な支援を行います。

また、商工団体や商店会といった事業者団体とも連携し、事業所に対する3R推進やごみの適正排出に関する普及啓発等に努めます。

なお、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた国や都の取組を注視し、必要に応じて要望を行います。

4.2 普及・啓発の推進

(1) 情報媒体の充実

市報やごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、ごみアプリ、SNS等、効果的な情報提供・普及啓発を進めるため、引き続き多様な情報媒体の充実・活用を図ります。

(2) イベント・キャンペーンの実施

エコフェスタちょうふや環境フェアといったイベントを活用した情報発信を引き続き実施します。

また、販売店や商店会等と連携し、食品ロスなどをテーマとした共同イベントの実施について検討します。

(3) 市民団体等との協働

自治会や消費者団体連絡会等の団体と連携し、地域住民の参加の呼びかけや普及啓発の展開を図ります。

また、集合住宅の管理会社や不動産会社を通じた住民への情報提供、大学を通じた学生への情報提供など、対象に応じてあらゆる関係機関との連携を図り普及啓発や情報提供に努めます。

4.3 環境教育・環境学習の推進

(1) 各種講座の実施

市民を対象としたごみ懇談会・出前講座を実施し、ごみの分別ルールやごみ問題に対する理解を深めていきます。

(2) 教育機関との連携

小中学校や幼稚園・保育園等との協力のもと、出前授業などにより児童・生徒に対する環境教育を進めます。

(3) ごみ減量・リサイクル啓発作品の募集

児童・生徒，市民を対象としたごみ減量・リサイクル啓発作品の募集を引き続き実施し，広報・啓発に活用していきます。

(4) 見学会等の実施

調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合クリーンプラザふじみといった施設見学会を実施します。

第5章 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の方針

汲み取りし尿や洗濯・炊事等に伴う生活雑排水を合わせ、生活排水といいます。本市の下水道普及率はほぼ 100%となっており、市内の生活排水は流域下水道を経て東京湾付近にある終末処理場（森ヶ崎水再生センター）で処理されています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

一部下水道未接続世帯等では汲み取りや浄化槽汚泥処理が行われていますが、下水道未接続者に対しては引き続き接続を働きかけるとともに、発生した汲み取りし尿および浄化槽汚泥は収集後、調布市クリーンセンターのし尿投入口に下水道投入し処理を行います。

また、生ごみ処理方法の一つであるディスポーザについては、「調布市ディスポーザ排水処理システムに関する要綱」に基づいた設置への指導を継続します。

(2) 災害時の対応

大規模災害発生時のし尿の収集・処理方法、体制等については、現在「調布市災害廃棄物処理マニュアル」に基づき対応することとなっています。今後は、東京都災害廃棄物処理計画や調布市地域防災計画との整合を図りつつ、国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定します。

資料編

1 ごみ処理・リサイクル事業に関する資料

(1) ごみ量・資源回収量の推移

資料 1 年間ごみ量・資源回収量の推移

単位:t

年 度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
人口(10月1日) 人		224,026	224,283	226,291	229,220	231,904	234,867	236,880	237,636	238,311
可燃ごみ (A)	家庭系	26,636	26,671	26,787	26,515	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920
	事業系・不定期	5,251	5,334	5,492	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429
	(小 計)	31,887	32,005	32,279	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349
不燃ごみ等 (B)	不燃ごみ	3,681	3,664	3,630	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365
	有害ごみ	81	81	79	78	86	88	92	95	87
	(小 計)	3,762	3,745	3,710	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	915	929	989	843	888	882	1023	1031	1159
	不燃性粗大ごみ	195	154	156	334	310	393	381	420	431
	粗大資源(D)	401	403	362	361	362	365	441	459	476
	(小 計)	1,511	1,486	1,507	1,537	1,559	1,639	1,846	1,909	2,066
資源物 (E)	古紙類	10,565	10,329	10,565	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869
	古布類	1,198	1,179	1,232	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293
	びん	1,943	1,904	1,967	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900
	缶	613	594	584	582	578	581	593	651	640
	ペットボトル	793	818	828	879	909	935	954	975	1,012
	プラスチック	4,292	4,255	4,177	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223
	牛乳パック	35	30	26	26	24	25	25	24	23
	小型家電		0.5	2.1	2.0	3.0	4.0	3.1	5.0	5.7
	(小 計)	19,439	19,110	19,380	18,640	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		56,599	56,346	56,877	56,100	56,184	56,334	57,738	59,352	58,831
集団回収 (G)	古紙類	4,010	3,763	3,567	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870
	古布類	276	266	264	274	278	280	304	277	277
	ビン	98	100	103	113	116	109	106	82	71
	カン(スチール)	26	27	27	29	29	27	29	32	32
	カン(アルミ)	94	89	88	89	90	89	91	98	99
	牛乳パック	18	17	17	17	17	16	16	16	16
	(小 計)	4,521	4,263	4,066	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365
総資源物量 (H)=(D)+(E)+(G)		24,361	23,776	23,808	23,031	22,683	22,319	21,960	22,539	21,805
総ごみ量 (I)=(F)+(G)		61,120	60,609	60,943	60,130	60,156	60,145	61,393	62,859	62,196

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

資料 2 市民 1 人 1 日あたりごみ量・資源回収量の推移

単位: g/人日

	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
可燃ごみ (A)	家庭系	325.7	325.8	323.4	316.9	314.3	310.2	316.7	326.9	321.0
	事業系・不定期	64.2	65.2	66.3	69.8	72.8	74.7	81.9	78.0	85.4
	(小 計)	390.0	391.0	389.7	386.7	387.2	384.9	398.6	404.9	406.4
不燃ごみ等 (B)	不燃ごみ	45.0	44.8	43.8	41.7	40.4	40.4	39.0	42.1	38.7
	有害ごみ	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0
	(小 計)	46.0	45.7	44.8	42.6	41.4	41.5	40.0	43.2	39.7
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	11.2	11.3	11.9	10.1	10.5	10.3	11.8	11.9	13.3
	不燃性粗大ごみ	2.4	1.9	1.9	4.0	3.7	4.6	4.4	4.8	5.0
	粗大資源(D)	4.9	4.9	4.4	4.3	4.3	4.3	5.1	5.3	5.5
	(小 計)	18.5	18.2	18.2	18.4	18.4	19.1	21.3	22.0	23.8
資源物 (E)	古紙類	129.2	126.2	127.6	117.7	112.5	108.3	105.1	107.5	102.0
	古布類	14.7	14.4	14.9	13.7	13.5	13.5	14.0	15.9	14.9
	びん	23.8	23.3	23.8	23.3	22.6	21.3	20.5	22.6	21.8
	缶	7.5	7.3	7.1	7.0	6.8	6.8	6.8	7.5	7.4
	ペットボトル	9.7	10.0	10.0	10.5	10.7	10.9	11.0	11.2	11.6
	プラスチック	52.5	52.0	50.4	50.3	50.3	50.5	48.2	49.0	48.6
	牛乳パック	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小型家電		0.01	0.03	0.02	0.04	0.05	0.04	0.06	0.07
	(小 計)	237.7	233.4	234.0	222.8	216.8	211.6	206.0	214.1	206.5
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		692.2	688.3	686.7	670.5	663.8	657.1	666.0	684.3	676.3
集団回収 (G)	古紙類	49.0	46.0	43.1	41.9	40.7	38.4	35.9	34.6	33.0
	古布類	3.4	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.5	3.2	3.2
	ビン	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4	1.3	1.2	0.9	0.8
	カン(スチール)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	カン(アルミ)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1
	牛乳パック	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	(小 計)	55.3	52.1	49.1	48.2	46.9	44.5	42.2	40.4	38.7
総資源物量 (H)=(D)+(E)+(G)		297.9	290.4	287.5	275.3	268.0	260.4	253.3	259.8	250.7
総ごみ量 (I)=(F)+(G)		747.5	740.4	735.8	718.7	710.7	701.6	708.1	724.7	715.0

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

(2) ごみ処理・資源化施設

①調布市クリーンセンター

調布市クリーンセンターは、粗大ごみ・古紙類・缶・びんの受入、選別、積み替え及び汲み取りし尿の下水道投入を行う施設です。

資料 3 調布市クリーンセンター施設概要

建築物の用途	資源化施設（リサイクルセンター スtockヤード等）	
敷地面積	5,914.37 m ²	
作業棟	構造	鉄骨造 地上2階建て
	建築面積	2,517.00 m ² （内、ひさし面積 273.00 m ² ）
	延べ面積	2,453.00 m ²
	最高高さ	9.80m
管理棟	構造	鉄骨造 地上2階建て
	建築面積	698.05 m ² （内、ひさし面積 78.40 m ² ）
	延べ面積	1,239.30 m ²



②ふじみ衛生組合

調布市・三鷹市で構成するふじみ衛生組合は、可燃ごみの焼却処理を行うクリーンプラザふじみと、不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理やペットボトル・容器包装プラスチックの選別処理を行うリサイクルセンターを運営しています。

資料 4 ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ 施設概要

所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
敷地面積	26,288.52 m ²
竣工	2013（平成25）年3月
発電能力	288 t/日（144 t/日×2炉）
処理能力	9,700kW(最大)

資料 5 ふじみ衛生組合リサイクルセンター施設概要

所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
竣工・建築面積	1994（平成6）年12月 中央棟 3,043 m ² 2010（平成22）年6月 東棟 974 m ² , 北棟 731 m ²
処理能力	不燃ごみ系：71 t/5h 小型破碎機：3.0 t/5h ペットボトル系：7.5 t/5h びん・缶系：2.4 t/5h



クリーンプラザふじみ



リサイクルセンター中央棟

③東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設

東京たま広域資源循環組合では、多摩地域（25市1町）の清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする事業を行っています。これにより、本市は埋立処分量ゼロを維持しています。

資料 6 東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地（二ツ塚処分場内）
面積	施設用地面積約 4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理量 約 300 トン（日平均） エコセメント生産量 約 430 トン（日平均）
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
施設の稼働	2006（平成 18）年 7 月



東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設

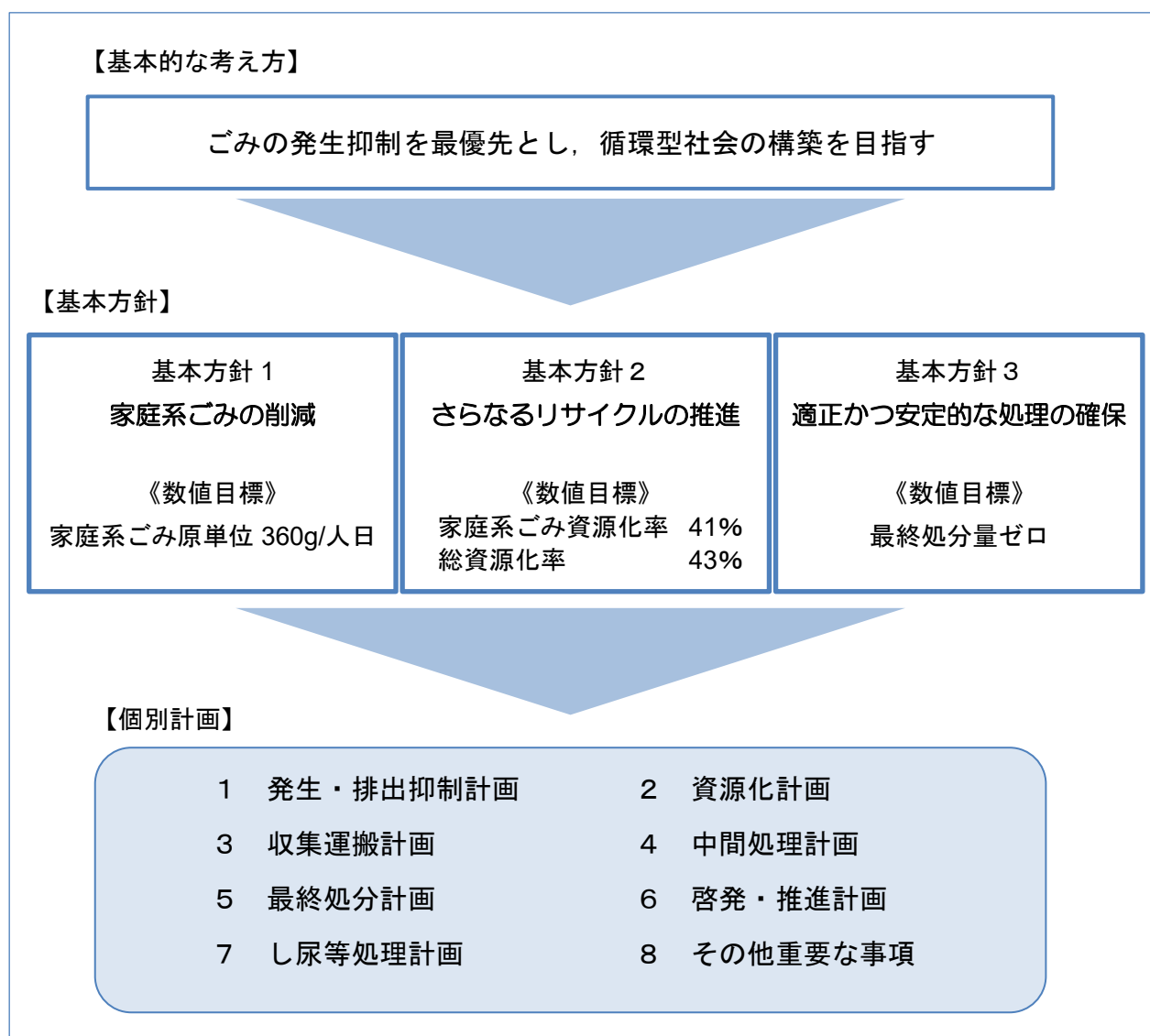
2 前回計画の進捗状況

(1) 前回の調布市一般廃棄物処理基本計画の概要

前回の調布市一般廃棄物処理基本計画（2013（平成 25）年度～2022（令和 4）年度）は、「ごみの発生抑制を最優先とし、循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考え方とし、3つの基本方針と8つの個別計画から成り立っていました。

また、基本方針ごとの 2022（令和 4）年度目標として、「家庭系ごみ原単位」（市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量）、「資源化率」（家庭系ごみ資源化率と総資源化率）、「最終処分量」の 3 つの数値目標を立てています。

資料 7 前回の調布市一般廃棄物処理基本計画の概要



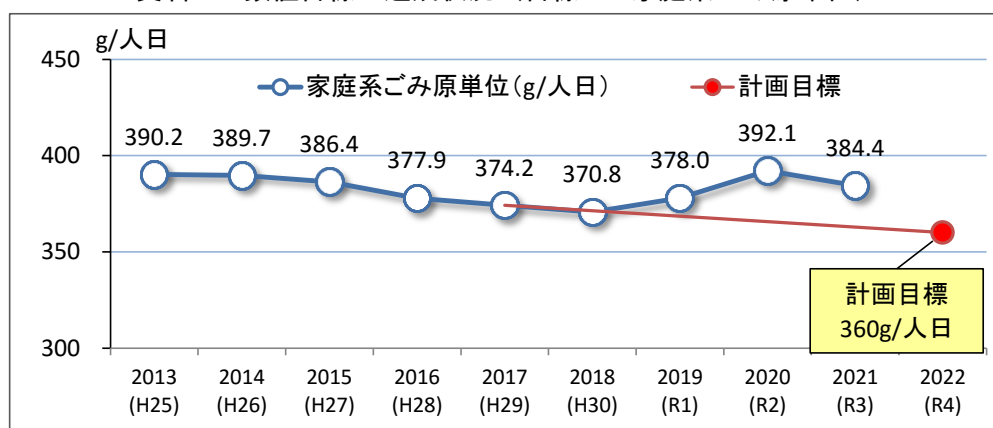
以下に、前基本計画の数値目標の達成状況と、個別計画の実施状況について整理します。

(2) 数値目標の達成状況

①目標 1 家庭系ごみ原単位

家庭系ごみ原単位は、平成 30 年度までは順調に減少していましたが、2019（令和元）年度に増加に転じ、令和 2 年度はコロナ禍の影響を受け大幅に増加しました。令和 3 年度に再び減少に転じましたが、令和 4 年度計画目標（360g/人日）は未達成となる見込みです。

資料 8 数値目標の達成状況（目標 1 家庭系ごみ原単位）

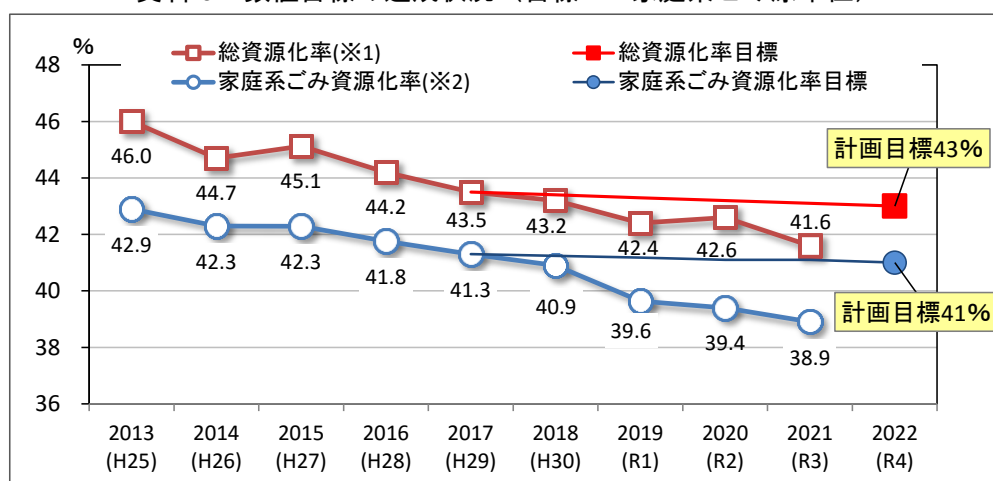


$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量（可燃，不燃，粗大，有害）}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

②目標 2 資源化率（家庭系ごみ資源化率，総資源化率）

「家庭系ごみ資源化率」「総資源化率」は一貫して減少傾向にあります。令和元年度以降、新聞や雑誌などの古紙回収量が予測を上回って減少しており、令和 4 年度計画目標は未達成となる見込みです。

資料 9 数値目標の達成状況（目標 2 家庭系ごみ原単位）



$$\text{家庭系ごみ資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量} - \text{事業系ごみ量}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

②目標 3 最終処分量

最終処分量は、平成 25 年度以降ゼロを維持しています。

(2) 個別計画の実施状況

個別計画の実施状況と評価、課題を下表に整理します。

資料 10 前基本計画の個別計画の進捗状況

評価 A：達成できた。 B：ほぼ達成できた。 C：改善，見直しが必要

1 発生・排出抑制計画			
施策項目	①リユース（再使用）の取組強化 ②事業者による自主回収の強化 ③家庭系ごみの減量策の強化 ④事業系ごみの減量策の強化	評価	B
進捗状況	○リユースの取組として、利再来留（りさいくる）館の運営やリユース食器の提供を実施しました。 ○プラスチックごみ削減に向けては、令和 2 年度より「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」を立ち上げ、市としての率先行動を促進するとともに、市民・事業者にプラスチックごみの発生抑制等と呼びかけました。 ○事業系ごみは増加傾向にあり、コロナ禍の影響で令和 2 年度は減少しましたが、令和 3 年度に増加に転じています。 ○家庭系ごみの発生抑制を促進するため、調布市ごみアプリの導入、ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」、HP 等の各種媒体の活用により広報・PRを実施しました。 ○生ごみについては、生ごみ処理機購入費助成制度や水切りネットの利用促進により、減量の働きかけを行いました。		
課題	○利再来留館を活用しつつ、引き続き市民がリユースを身近に体験する機会を増やす取組を展開する必要があります。 ○家庭ごみに相当量含まれる、食品ロスやプラスチックごみの発生抑制を引き続き進める必要があります。 ○商品やサービスを提供する事業者においても、省資源化や自主的な回収などをビジネスに組み込むよう促していく必要があります。		
2 資源化計画			
施策項目	①事業者に対する自己処理責任の明確化 ②分別の徹底 ③資源回収の継続 ④資源物の持ち去り対策	評価	B

進捗状況	○本市の資源化率は全国的にも高い水準にあります。ただし古紙類やプラスチック類など細かい部分で分別の不徹底が見られます。 ○組成分析調査結果を細分化し、分別・排出の課題を精査しました。 ○事業系ごみは令和2年度を除き増加傾向にあります。 ○集団回収の登録団体構成員の高齢化等により、団体数及び回収量の減少は避けられない状況にあります。		
課題	○分別徹底方策を継続的に進める必要があります。 ○中小事業者を中心に事業系ごみの適正排出・資源化推進を推進する必要があります。 ○プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチックごみ（製品プラ・容器包装プラ）の分別収集・リサイクルのあり方を検討する必要があります。 ○集団回収の維持のため、社会状況に応じた回収方法を検討する必要があります。 ○企業による自主回収を市民が活用するよう促していくことが必要です。		
3 収集運搬計画			
施策項目	①収集・運搬体制の維持 ②ごみ排出に係る管理・指導の強化	評価	A
進捗状況	○コロナ禍による影響があったものの、現行収集・運搬体制を維持し、ごみ・資源の円滑な収集運搬を実施しました。 ○促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等と連携した排出指導を実施しました。		
課題	○効率的な収集・運搬体制を維持しつつ、ふれあい収集等の行政サービスの充実を図る必要があります。 ○集合住宅の管理者など、関係者と連携したごみ排出管理・指導を引き続き維持していく必要があります。		
4 中間処理計画			
施策項目	①中間処理システムの維持 ②資源化施設の整備	評価	A
進捗状況	○ふじみ衛生組合及び三鷹市と連携し、ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎選別等の中間処理システムを維持しました。 ○廃棄物再利用等促進審議会を中心に、枝・草・葉の資源化などについて検討しました。 ○平成31年4月に調布市クリーンセンターが稼働しました。		

課題	○ふじみ衛生組合リサイクルセンターは老朽化しており，令和 9 年度に更新する予定です。更新に合わせ，プラスチック類などさらなる資源化の推進を検討する必要があります。 ○生ごみや枝・草・葉といった有機性資源のリサイクルのあり方を検討する必要があります。		
5 最終処分計画			
施策項目	①エコセメント化施設の利用 ②リサイクル施設からの処理残渣の資源化	評価	A
進捗状況	○東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化事業により，調布市の最終処分量ゼロを維持しました。 ○ふじみ衛生組合リサイクルセンターで発生するプラ処理残さは焼却処理・エネルギー回収を行いました。		
課題	○エコセメント化施設は老朽化に伴い一部更新が予定されており，東京たま広域資源循環組合に協力しつつ，現行の埋立処分量ゼロを維持していく必要があります。		
6 啓発・推進計画			
施策項目	①無関心層等に対する取組の強化 ②環境教育・学習の強化 ③的を絞った普及啓発 ④行動の支援策の実施 ⑤協働による各種取組の実践 ⑥情報発信の調査・研究	評価	B
進捗状況	○各種イベント，広報誌「ザ・リサイクル」等の媒体，調布市ごみアプリ等を通じ，情報発信と普及啓発を実施しました。 ○廃棄物再利用等促進審議会，廃棄物減量及び再利用促進員制度を中心に，各主体との連携・協働を図りましたが，新たなしくみづくりには至っていません。		
課題	○効果的な情報発信，普及啓発を引き続き推進していく必要があります。 ○環境教育の面でも子どもに向けた効果的な教育機会を引き続き提供していく必要があります。 ○事業者との連携を促進するため，「ごみ減量・リサイクル協力店」，「調布エコ・オフィス」といった制度の拡充・見直しが必要です。 ○食品ロスやプラスチックの削減，環境教育，分別の徹底など，取組課題に応じ，市民・市民団体や事業者・事業者団体，教育機関などとの連携・協働を進めていく必要があります。		

7 し尿処理計画			
施策項目	①し尿等の確実な処理 ②災害時の対応	評価	A
進捗状況	○下水道未接続者やイベント等に使用される仮設トイレのし尿の安定した収集を行いました。 ○災害時のし尿・処理方法・体制等について、調布市災害廃棄物処理マニュアルを策定しました。		
課題	○下水道未接続者に対する接続の働きかけを継続する必要があります。 ○災害時のし尿の処理方法・処理体制を引き続き整備していく必要があります。		
8 その他重要な事項			
施策項目	①一般廃棄物処理基本計画の進捗確認 ②収集・処理できない廃棄物への対応 ③不法投棄の撲滅 ④ごみ処理コストの削減 ⑥環境負荷の低減 ⑦ごみ減量・リサイクルによる成果の可視化	評価	B
進捗状況	○毎年度の実施計画に基づき、基本計画の進捗管理を行いました。ごみ減量目標の達成に向け「ごみダイエット注意報」で市民への呼びかけを行いました。 ○車両火災につながる充電式電池の増加などに対応し、有害ごみへの排出徹底を呼びかけました。 ○海洋プラごみ問題に関する普及啓発活動を実施しました。 ○プラスチックごみ削減に向け、「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」で市の率先実行や市民・事業者への呼びかけを行いました。		
課題	○処理困難物への対応や不法投棄対策を引き続き進める必要があります。 ○持続可能な社会形成に向け、市では令和3年に「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、一般廃棄物処理の分野においても温室効果ガス削減に向けた取組が一層求められています。 ○災害時の対応については、東京都災害廃棄物処理計画と整合を取りつつ国の指針に基づく災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。		

3 ごみ量推計・目標設定資料

(1) 計画目標設定の考え方

本計画の目標は、以下の考え方により設定しました。

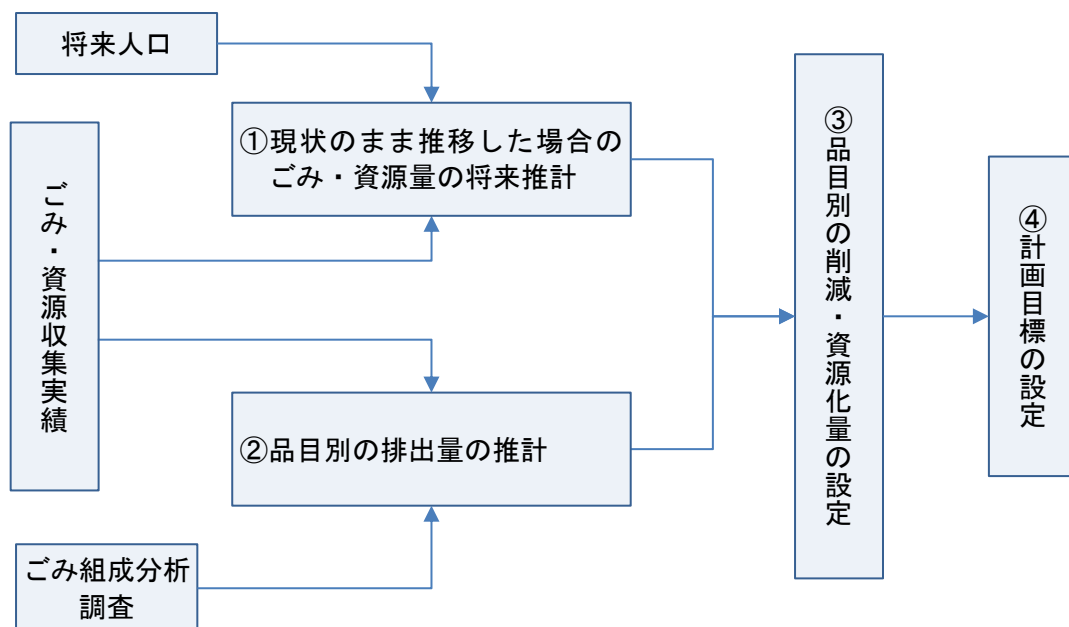
資料 11 計画目標設定の考え方

計画目標	考え方	目標算定方法
計画目標 1 総ごみ排出 原単位	ごみの 3R（排出抑制・再使用・再生利用）の中で排出抑制が最も優先されます。そこで、家庭系の可燃・不燃・粗大ごみだけではなく、資源物や事業系ごみも含めた総排出量を抑制することを目標とします。 人口変動の影響を除くため、市民 1 人 1 日あたりの総ごみ排出原単位（※）を指標とします。 ※総排出原単位 $= \frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$	《家庭系ごみ》 生ごみの水切り、使い捨てプラスチック類の抑制など、家庭ごみのあらゆる品目が排出抑制の対象となりますが、算定にあたっては重点的取組に掲げた食品ロスに着目し、削減目標を設定します。 《事業系可燃ごみ》 事業系可燃ごみは、業種や規模により排出量・質が多様であるため、適正排出や分別徹底の指導強化等により、事業系可燃ごみ全体の伸び率を抑制する目標を設定します。
計画目標 2 CO ₂ 削減量	ゼロカーボン都市を目指す観点から、ごみ処理事業に伴う CO₂ 削減をめざします。ごみ処理事業による CO₂ の排出のほとんどはプラスチックの焼却処理によるものです。そこで、プラスチックの排出抑制・資源化をさらに進めることを目指します。 合わせて雑がみをはじめとする古紙類の分別徹底も進め、ごみ焼却量全体を削減します。	容器包装プラスチックのさらなる分別徹底と、製品プラスチック類の新たな資源化の目標を設定し、これを CO₂ 削減量に換算して目標とします。
計画目標 3 最終処分量	1992（平成 4 年度）の谷戸沢処分場の供用開始以来、本市をはじめとする多摩地域 25 市 1 町が日の出町にある最終処分場にごみの埋立を依存してきたという経緯を踏まえ、エコセメント事業の安定的な運用による最終処分量ゼロを継続することを目標とします。	—

(2) 目標値の算定方法

目標値の算定の流れは下図のフロー（資料 12）に示すとおりです。

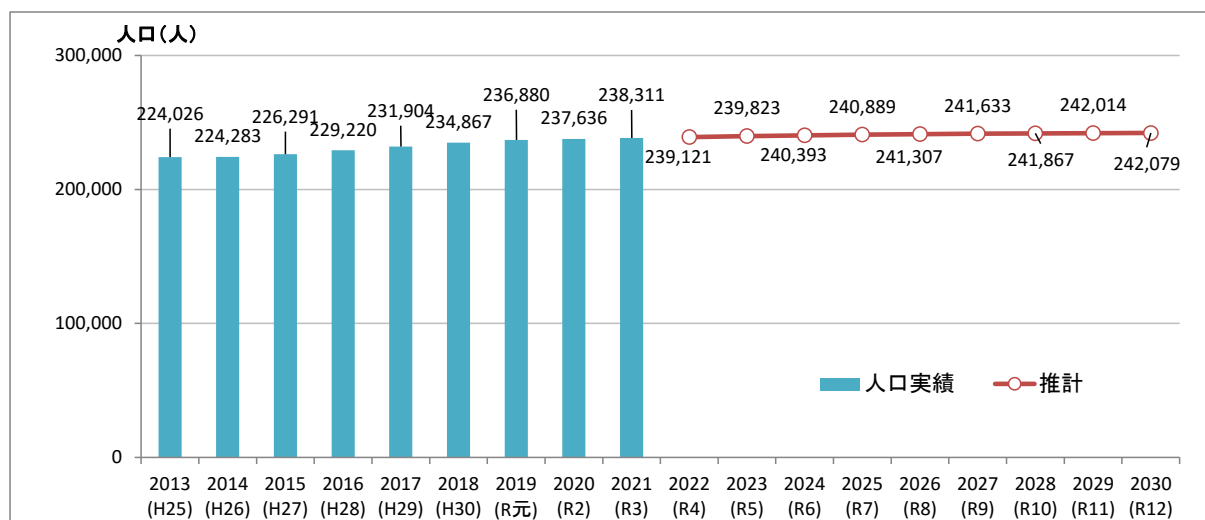
資料 12 目標値の算定方法



①現状のまま推移した場合のごみ・資源量の将来推計

家庭系ごみ・資源については、1人1日あたりの排出量（原単位）の将来推計に将来人口（資料 13）を乗じて推計を行っていました。また、事業系可燃ごみについては年間量のまま関数式の当てはめによる将来推計を行いました。

資料 13 人口推計



資料：「調布市の将来人口推計」（令和 4 年 9 月）

推計結果の概要を資料 14、資料 15 に示します。

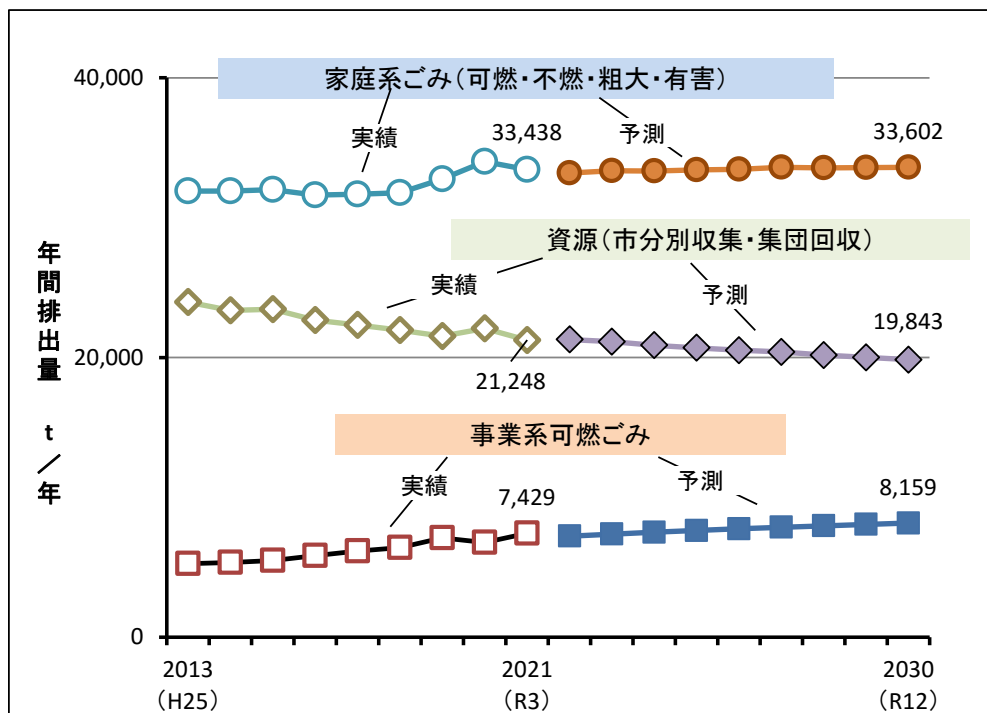
家庭系ごみは、1人1日あたりのごみ量は横ばい予測であるものの、人口が増えていくため、今後ともやや増加していくことが予測されます。他方資源物は減少傾向です。また、事業系の可燃ごみは、令和12年度までに現状（令和3年度）より10%ほど増加することが予測されます。

なお、中間処理量も含めた推計結果の詳細を資料16に示します。

資料14 年間ごみ量・資源物量の推計結果

年度	年間排出量								家庭系ごみ 原単位 g/人日		総ごみ排出 原単位 g/人日	
	家庭系ごみ排出量 t/年		資源物排出量 t/年		事業系可燃ごみ量 t/年		総ごみ量 t/年					
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測
H25	31,909		23,960		5,251		61,120		390.2		747.5	
H26	31,902		23,373		5,334		60,609		389.7		740.4	
H27	32,004		23,446		5,492		60,943		386.4		735.8	
H28	31,619		22,670		5,841		60,130		377.9		718.7	
H29	31,672		22,321		6,164		60,156		374.2		710.7	
H30	31,785		21,954		6,406		60,145		370.8		701.6	
R元	32,770		21,519		7,104		61,393		378.0		708.1	
R2	34,010		22,080		6,769		62,859		392.2		724.7	
R3	33,438		21,248		7,429		62,196		384.4		715.0	
R4		33,185		21,282		7,231		61,699		380.2		706.9
R5		33,362		21,135		7,375		61,872		380.1		704.9
R6		33,342		20,880		7,508		61,731		380.0		703.5
R7		33,408		20,693		7,633		61,734		380.0		702.1
R8		33,466		20,515		7,750		61,731		380.0		700.9
R9		33,606		20,397		7,861		61,864		380.0		699.5
R10		33,553		20,172		7,965		61,690		380.1		698.8
R11		33,582		20,006		8,065		61,653		380.2		697.9
R12		33,602		19,843		8,159		61,604		380.3		697.2

資料15 年間ごみ量・資源物量の推計結果（グラフ）



資料 16 現状のまま推した場合のごみ・資源収集量、中間処理量・資源化量（詳細）

			t/年														
年度			H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績			予測														
項 目																	
可燃ごみ	家庭系	(1):原単位予測×人口予測	26,515	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920	27,702	27,827	27,786	27,814	27,836	27,924	27,850	27,844	27,830
	事業系・不定期	(2):年間量予測	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429	7,231	7,375	7,508	7,633	7,750	7,861	7,965	8,065	8,159
	(小 計)	(1)+(2)	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349	34,933	35,201	35,294	35,447	35,586	35,785	35,816	35,909	35,989
不燃ごみ等	不燃ごみ	(3):原単位予測×人口予測	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365	3,403	3,388	3,355	3,332	3,310	3,298	3,267	3,245	3,224
	有害ごみ	(4):過去6年平均原単位×人口予測	78	86	88	92	95	87	89	90	90	90	90	90	90	90	90
	(小 計)	(5)=(3)+(4)	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452	3,492	3,478	3,445	3,422	3,400	3,388	3,357	3,336	3,314
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	(6):(9)×過去6年平均内訳	843	888	882	1,023	1,031	1,159	1,099	1,135	1,165	1,198	1,231	1,266	1,294	1,326	1,356
	不燃性粗大ごみ	(7):(9)×過去6年平均内訳	334	310	393	381	420	431	428	443	454	467	480	494	505	517	529
	粗大資源	(8):(9)×過去6年平均内訳	361	362	365	441	459	476	464	479	492	506	519	535	546	560	573
	(小 計)	(9):原単位予測×人口予測	1,537	1,559	1,639	1,846	1,909	2,066	1,991	2,057	2,111	2,171	2,230	2,294	2,345	2,402	2,458
		(10):古紙原単位予測×人口予測×古紙収集比率	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869	8,733	8,588	8,404	8,251	8,106	7,988	7,831	7,700	7,573
資源物	古布類	(11):その他資源原単位予測×人口予測×古布収集比率	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293	1,228	1,231	1,227	1,226	1,225	1,227	1,221	1,219	1,217
	びん	(12):その他資源原単位予測×人口予測×びん収集比率	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900	1,896	1,901	1,894	1,893	1,891	1,894	1,886	1,883	1,879
	缶	(13):その他資源原単位予測×人口予測×缶収集比率	582	578	581	593	651	640	607	608	606	605	605	606	603	602	601
	ペットボトル	(14):ペットボトル原単位予測×人口予測	879	909	935	954	975	1,012	1,021	1,046	1,064	1,085	1,106	1,130	1,147	1,167	1,187
	プラスチック	(15):プラスチック原単位予測×人口予測	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223	4,251	4,264	4,252	4,252	4,252	4,263	4,249	4,246	4,243
	牛乳パック	(16):その他資源原単位予測×人口予測×紙パック収集比率	c	24	25	25	24	23	25	25	25	25	25	25	24	24	24
	小型家電	(17):その他資源原単位予測×人口予測×小型家電収集比率	2	3	4	3	5	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	(小 計)	(18)=(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)	18,640	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964	17,764	17,666	17,476	17,342	17,213	17,135	16,966	16,846	16,728
収集量	(19)=(3)+(5)+(9)+(18)	56,100	56,184	56,334	57,738	59,352	58,831	58,181	58,402	58,326	58,382	58,429	58,602	58,485	58,493	58,489	
集団回収	古紙類	(20):古紙原単位予測×人口予測×古紙集団回収比率	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870	2,995	2,945	2,882	2,830	2,780	2,739	2,686	2,641	2,597
	古布類	(21):その他資源原単位予測×人口予測×古布集団回収比率	274	278	280	304	277	277	283	284	283	283	283	283	282	281	281
	ビン	(22):その他資源原単位予測×人口予測×びん集団回収比率	113	116	109	106	82	71	100	101	100	100	100	100	100	100	99
	カン(スチール)	(23):その他資源原単位予測×人口予測×缶集団回収比率	29	29	27	29	32	32	30	30	30	30	30	30	30	30	29
	カン(アルミ)	(24):その他資源原単位予測×人口予測×缶集団回収比率	89	90	89	91	98	99	93	93	93	93	93	93	93	92	92
	牛乳パック	(25):その他資源原単位予測×人口予測×紙パック集団回収比率	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	(小 計)	(26)=(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,518	3,469	3,404	3,352	3,301	3,262	3,206	3,160	3,115
資源物+集団回収	(27)=(18)+(26)	22,670	22,321	21,954	21,519	22,080	21,329	21,282	21,135	20,880	20,693	20,515	20,397	20,172	20,006	19,843	
家庭系ごみ・資源排出量	(28)=(1)+(5)+(9)+(27)	54,289	53,993	53,739	54,289	56,090	54,768	54,467	54,497	54,222	54,101	53,981	54,003	53,725	53,588	53,445	
総ごみ量	(29)=(28)+(2)	60,130	60,157	60,145	61,393	62,859	62,196	61,699	61,872	61,731	61,734	61,731	61,864	61,690	61,653	61,604	
総ごみ排出原単位(g/人日)	(30)=(29)÷人口÷年間人数	719	711	702	708	725	715	707	705	704	702	701	700	699	698	697	
家庭系ごみ資源化率(%)	(31)=(27)÷(28)	41.8%	41.3%	40.9%	39.6%	39.4%	38.9%	39.1%	38.8%	38.5%	38.2%	38.0%	37.8%	37.5%	37.3%	37.1%	
焼却対象	可燃ごみ	(3)	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349	34,933	35,201	35,294	35,447	35,586	35,785	35,816	35,909	35,989
	不燃・粗大ごみ残さ	(32)=[(3)+(9)]×不燃・粗大ごみ残さ率	3,473	3,337	3,408	3,430	3,593	3,539	3,580	3,615	3,629	3,653	3,678	3,712	3,726	3,749	3,772
	ペットボトル残さ	(33)=(14)×ペットボトル残さ率	162	184	188	174	152	161	185	189	192	196	200	204	207	211	215
	プラスチック残さ	(34)=(15)×プラスチック残さ率	1,608	1,688	1,783	1,376	1,486	1,513	1,579	1,584	1,579	1,579	1,579	1,583	1,578	1,577	1,576
	焼却対象計	(35)=(3)+(32)+(33)+(34)	37,598	37,980	38,376	39,540	40,351	40,562	40,277	40,589	40,695	40,876	41,043	41,284	41,327	41,446	41,551

総資源化量の算定

項 目			年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			実績	予測														
収集・資源化業者			(36)=(10)+(11)+(12)+(13)+(16)+(17)	13,531	13,185	12,883	12,728	13,347	12,729	12,493	12,357	12,159	12,004	11,855	11,742	11,570	11,433	11,299
集団回収			(26)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,518	3,469	3,404	3,352	3,301	3,262	3,206	3,160	3,115
容リ協	ペットボトル	(37)=(14)－(33)	717	725	747	780	823	851	836	856	872	889	906	926	940	956	972	
	プラスチック	(38)=(15)－(34)	2,597	2,567	2,542	2,805	2,765	2,710	2,672	2,680	2,673	2,673	2,673	2,680	2,671	2,669	2,667	
不燃・粗大資源化			(39)=[(3)+(9)]－(32)	1,553	1,641	1,698	1,792	1,971	1,892	1,813	1,831	1,838	1,850	1,862	1,880	1,887	1,898	1,910
焼却灰資源化			(40)=(35)×焼却残さ率	4,105	4,080	4,296	4,260	4,347	4,306	4,365	4,398	4,410	4,429	4,448	4,474	4,478	4,491	4,503
総資源化量			(41)=(36)+(26)+(37)+(38)+(39)+(40)	26,533	26,170	25,977	26,021	26,760	25,853	25,697	25,591	25,356	25,197	25,045	24,963	24,751	24,607	24,465
総資源化率(%)			(42)=(41)÷(29)	44.1%	43.5%	43.2%	42.4%	42.6%	41.6%	41.6%	41.4%	41.1%	40.8%	40.6%	40.4%	40.1%	39.9%	39.7%

②品目別の排出量の推計

令和３年度のごみ組成分析調査結果（資料 17）を用いて、令和３年度の品目別ごみ排出量を推計します。

資料 17 令和３年度組成分析調査結果

			燃やせるごみ	燃やせないごみ	容器包装プラスチック
可燃物	食品ロス	食べ残し	4.4%	0.0%	0.5%
		未利用食品（直接廃棄）	5.2%	0.2%	0.5%
	調理くず		26.3%	0.3%	0.5%
	その他可燃物	紙おむつ類	4.7%	0.0%	0.0%
		リサイクルできない紙類	18.9%	1.3%	1.5%
		布類（リサイクル不可能品）	4.6%	1.4%	0.4%
		草木類	4.7%	1.5%	0.2%
		ゴム・皮革類	4.3%	5.1%	0.2%
		その他可燃物	4.8%	1.1%	0.8%
		可燃物小計		77.8%	11.0%
不燃物	容器包装非対象プラスチック	製品プラスチック	1.5%	19.2%	12.9%
		金属複合素材類	1.3%	6.2%	0.6%
		その他の容器包装非対象プラ	0.1%	0.7%	0.1%
	金属類		0.2%	15.9%	1.0%
	小型家電類		0.0%	13.4%	0.0%
	その他不燃物	紙パック（アルミ付）	0.3%	0.0%	0.1%
		その他不燃物	0.1%	22.0%	0.1%
	不燃物小計		3.5%	77.4%	14.9%
資源物	古紙	包装紙・紙袋・紙箱	2.1%	0.7%	1.1%
		その他雑がみ	4.1%	0.2%	0.2%
		その他古紙	2.7%	0.2%	0.2%
		布類	1.1%	0.2%	0.2%
	びん		0.0%	0.8%	0.0%
	カン		0.0%	0.7%	0.0%
	ペットボトル		0.3%	0.2%	2.3%
	資源物小計		10.3%	3.1%	4.1%
容器包装プラスチック	フィルム・袋類		4.8%	2.6%	30.5%
	レジ袋		0.8%	0.2%	3.3%
	食品トレイ		0.2%	0.0%	4.2%
	パック・カップ		1.3%	0.5%	26.1%
	その他ボトル		0.2%	2.0%	5.3%
	その他容器包装プラスチック	発泡緩衝材類	0.0%	0.2%	0.8%
		その他容器包装プラスチック	0.3%	1.3%	6.2%
	容器包装プラスチック小計		7.6%	6.8%	76.3%
有害物			0.0%	0.6%	0.1%
収集不適物（土・砂）			0.0%	0.1%	0.0%
指定ごみ袋			0.8%	1.0%	0.2%
合計			100.0%	100.0%	100.0%

令和３年度の収集実績（可燃ごみ 27,920t、不燃ごみ 3,365t、容器包装プラスチック 4,223t）に、食品ロスや古紙類、プラスチックといった品目別の組成割合をかけると、令和３年度の主な品目別排出量は資料 18 のとおり推計されます。

資料 18 令和３年度品目別排出量の推計

品目	排出先	ごみに排出	資源収集(集団回収も含む)に排出	合計
食品ロス		2,667 t (30.7g/人日)	41 t (0.5g/人日)	2,708 t (31.1g/人日)
調理くず		7,344 t (84.4g/人日)	20 t (0.2g/人日)	7,364 t (84.7g/人日)
草木類		1,351 t (15.5g/人日)	6 t (0.1g/人日)	1,357 t (15.6g/人日)
古紙類		2,517 t (28.9g/人日)	11,805 t (135.7g/人日)	14,322 t (164.6g/人日)
容器包装プラスチック		2,345 t (27.0g/人日)	3,222 t (37.0g/人日)	5,567 t (64.0g/人日)
製品プラスチック		1,075 t (12.4g/人日)	544 t (6.3g/人日)	1,619 t (18.6g/人日)
その他		16,141 t (185.6g/人日)	5,691 t (65.4g/人日)	21,831 t (251.0g/人日)
合計		33,438 t (384.4g/人日)	21,329 t (245.2g/人日)	54,768 t (629.6g/人日)

例えば、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの量は約 2,700 トンで、ほとんどが可燃ごみに排出されています。１人１日あたりロールパン（およそ 35g）を１個捨てている計算となります。

一方、容器包装プラスチックは 5,567 トン排出されており、その内の 57.9%にあたる 3,222 トンが「容器包装プラスチック」に出されています。

製品プラスチック 1,619 トンが排出されており、その内の 66.4%にあたる 1,075 トンが可燃ごみや不燃ごみに出されています。残る 33.6%は「容器包装プラスチック」に混入しています。

また、古紙類の年間排出量は 2,583 トンで、82.4%にあたる 11,805 トンは資源収集や集団回収に出されています。ごみ（主に可燃ごみ）には 2,483 トンが排出されており、その多くが「雑がみ」類です。

③品目別の削減・資源化量の設定

重点的な取組を進める品目を中心に、下表のように削減・資源化目標の設定を行いました。

資料 19 品目別の目標設定の考え方

品目	令和 12 年度における目標設定の考え方
食品ロス	国や東京都の目標（2030 年度までに食品ロス量を 2000 年度の 50% 減）に準じて設定しました。 本市の平成 12（2000）年度の食品ロス量のデータはありませんので、令和 3 年度を起点にすると、「令和 12 年度に令和 3 年度の 18% 減」となります。
プラスチック	容器包装プラスチックは 57.9% が資源に分別されていますが、これを 6 割に高めることとします。令和 12 年度までには製品プラスチックも新たに資源化することをめざし、これも排出量の 6 割が資源化されるものとしてします。 これが達成されると、令和 12 年度に焼却処理されるプラスチック類は、令和 3 年度と比較して約 3/4（25% 減）となり、焼却に伴う CO ₂ 排出量も約 3/4 となります。
古紙類	令和 3 年度推計で古紙類の排出量の 82.4% が資源として分別されていますが、雑がみを中心に分別を徹底し、85% に引き上げることを目標とします。（数字には表れませんが、品質の向上も同時に目指します。）
事業系可燃	現状のままでは、令和 3 年度から令和 12 年度の伸びは 10% になることが予想されます。許可業者収集による事業系可燃ごみの中身（品目別の内訳）はデータがありませんが、大規模建築物に対する指導の強化や、関係団体との協力による普及、啓発などで事業系ごみの排出抑制・資源化を図り、令和 12 年度までの事業系可燃ごみの伸び率を半分の 5% に抑えることを目標とします。

④計画目標の設定

ごみの内訳が現状のまま推移するものと仮定し、令和 12 年度において資料 19 に示した品目別の削減・資源化目標が達成された場合のごみ量、資源化量を算定しました。

各年度の詳細表を資料 20 に示します。

資料 20 令和 12 年度目標を達成した場合の各年度ごみ量、資源化量（詳細）

年間排出量・総ごみ排出原単位・家庭系ごみ資源化率目標			t/年															
項 目			年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			実績	予測														
可燃ごみ	家庭系	(1):原単位目標×人口予測	26,515	26,608	26,591	27,456	28,351	27,920	27,824	27,789	27,587	27,451	27,306	27,223	27,050	26,941	26,822	
	事業系・不定期	(2):年間量目標	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429	7,469	7,509	7,549	7,589	7,629	7,670	7,710	7,750	7,790	
	(小 計)	(1)+(2)	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349	35,292	35,298	35,136	35,040	34,935	34,893	34,760	34,690	34,612	
不燃ごみ等	不燃ごみ	(3):原単位目標×人口予測	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365	3,317	3,276	3,216	3,162	3,108	3,061	3,036	3,019	3,000	
	有害ごみ	(4):過去6年平均原単位×人口予測	78	86	88	92	95	87	89	90	90	90	90	90	90	90	90	
	(小 計)	(5)=(3)+(4)	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452	3,407	3,366	3,305	3,252	3,198	3,151	3,126	3,109	3,091	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	(6):(9)×過去6年平均内訳	843	888	882	1,023	1,031	1,159	1,099	1,135	1,165	1,198	1,231	1,266	1,294	1,326	1,356	
	不燃性粗大ごみ	(7):(9)×過去6年平均内訳	334	310	393	381	420	431	428	443	454	467	480	494	505	517	529	
	粗大資源	(8):(9)×過去6年平均内訳	361	362	365	441	459	476	464	479	492	506	519	535	546	560	573	
	(小 計)	(9):原単位目標×人口予測	1,537	1,559	1,639	1,846	1,909	2,066	1,991	2,057	2,111	2,171	2,230	2,294	2,345	2,402	2,458	
資源物	古紙類	(10):古紙原単位目標×人口予測×古紙収集比率	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869	8,625	8,556	8,435	8,333	8,229	8,143	8,023	7,921	7,817	
	古布類	(11):その他資源原単位目標×人口予測×古布収集比率	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293	1,228	1,231	1,227	1,226	1,225	1,227	1,221	1,219	1,217	
	びん	(12):その他資源原単位目標×人口予測×びん収集比率	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,900	1,896	1,901	1,894	1,893	1,891	1,894	1,886	1,883	1,879	
	缶	(13):その他資源原単位目標×人口予測×缶収集比率	582	578	581	593	651	640	607	608	606	605	605	606	603	602	601	
	ペットボトル	(14):ペットボトル原単位目標×人口予測	879	909	935	954	975	1,012	1,021	1,046	1,064	1,085	1,106	1,130	1,147	1,167	1,187	
	プラスチック	(15):プラスチック原単位目標×人口予測	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223	4,251	4,264	4,252	4,252	4,252	4,715	4,707	4,710	4,711	
	牛乳パック	(16):その他資源原単位目標×人口予測×紙パック収集比率	26	24	25	25	24	23	25	25	25	25	25	25	24	24	24	
	小型家電	(17):その他資源原単位目標×人口予測×小型家電収集比率	2	3	4	3	5	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	(小 計)	(18)=(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)	18,640	18,349	18,143	17,863	18,573	17,964	17,657	17,634	17,506	17,424	17,336	17,743	17,615	17,530	17,440	
	収集量	(19)=(3)+(5)+(9)+(18)	56,100	56,184	56,334	57,738	59,352	58,831	58,346	58,355	58,059	57,887	57,699	58,081	57,847	57,732	57,601	
集団回収	古紙類	(20):古紙原単位目標×人口予測×古紙集団回収比率	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870	2,958	2,934	2,893	2,858	2,822	2,793	2,751	2,717	2,681	
	古布類	(21):その他資源原単位目標×人口予測×古布集団回収比率	274	278	280	304	277	277	283	284	283	283	283	283	282	281	281	
	ビン	(22):その他資源原単位目標×人口予測×びん集団回収比率	113	116	109	106	82	71	100	101	100	100	100	100	100	100	99	
	カン(スチール)	(23):その他資源原単位目標×人口予測×缶集団回収比率	29	29	27	29	32	32	30	30	30	30	30	30	30	30	29	
	カン(アルミ)	(24):その他資源原単位目標×人口予測×缶集団回収比率	89	90	89	91	98	99	93	93	93	93	93	93	93	92	92	
	牛乳パック	(25):その他資源原単位目標×人口予測×紙パック集団回収比率	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	(小 計)	(26)=(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,481	3,458	3,415	3,380	3,344	3,315	3,271	3,236	3,199	
資源物+集団回収			(27)=(18)+(26)	22,670	22,321	21,954	21,519	22,080	21,329	21,138	21,092	20,921	20,803	20,680	21,058	20,887	20,766	
家庭系ごみ・資源排出量			(28)=(1)+(5)+(9)+(27)	54,289	53,993	53,739	54,289	56,090	54,768	54,359	54,305	53,925	53,678	53,413	53,726	53,408	53,010	
総ごみ量			(29)=(28)+(2)	60,130	60,157	60,145	61,393	62,859	62,196	61,828	61,814	61,474	61,267	61,042	61,396	61,118	60,800	
総ごみ排出原単位(g/人日)			(30)=(29)÷人口÷年間人数	719	711	702	708	725	715	708	704	701	697	693	694	692	688	
家庭系ごみ資源化率(%)			(31)=(27)÷(28)	41.8%	41.3%	40.9%	39.6%	39.4%	38.9%	38.9%	38.8%	38.8%	38.8%	38.7%	39.2%	39.1%	38.9%	
焼却対象	可燃ごみ	(3)	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349	35,292	35,298	35,136	35,040	34,935	34,893	34,760	34,690	34,612	
	不燃・粗大ごみ残さ	(32)=[(3)+(9)]×不燃・粗大ごみ残さ率	3,473	3,337	3,408	3,430	3,593	3,539	3,524	3,541	3,536	3,540	3,543	3,555	3,572	3,598	3,623	
	ペットボトル残さ	(33)=(14)×ペットボトル残さ率	162	184	188	174	152	161	185	189	192	196	200	204	207	211	215	
	プラスチック残さ	(34)=(15)×プラスチック残さ率	1,608	1,688	1,783	1,376	1,486	1,513	1,579	1,584	1,579	1,579	1,579	943	941	942	942	
	焼却対象計	(35)=(3)+(32)+(33)+(34)	37,598	37,980	38,376	39,540	40,351	40,562	40,579	40,611	40,444	40,356	40,258	39,595	39,481	39,442	39,392	

総資源化量の算定																	
項 目	年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
		実績							予測								
収集・資源化業者	(36)=(10)+(11)+(12)+(13)+(16)+(17)	13,557	13,185	12,883	12,728	13,347	12,729	12,385	12,325	12,190	12,086	11,978	11,898	11,761	11,653	11,542	
集団回収	(26)	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365	3,481	3,458	3,415	3,380	3,344	3,315	3,271	3,236	3,199	
容リ協	ペットボトル	(37)=(14)－(33)	717	725	747	780	823	851	836	856	872	889	906	926	940	956	
	プラスチック	(38)=(15)－(34)	2,597	2,567	2,542	2,805	2,765	2,710	2,672	2,680	2,673	2,673	2,673	3,772	3,766	3,769	
不燃・粗大資源化	(39)=[(3)+(9)]－(32)	1,553	1,641	1,698	1,792	1,971	1,892	1,785	1,793	1,791	1,793	1,794	1,800	1,809	1,822	1,835	
焼却灰資源化	(40)=(35)×焼却残さ率	4,105	4,080	4,296	4,260	4,347	4,306	4,397	4,401	4,383	4,373	4,362	4,291	4,278	4,274	4,269	
総資源化量	(41)=(36)+(26)+(37)+(38)+(39)+(40)	26,558	26,170	25,977	26,021	26,760	25,853	25,556	25,513	25,323	25,194	25,057	26,001	25,825	25,709	25,585	
総資源化率(%)	(42)=(41)÷(29)	44.2%	43.5%	43.2%	42.4%	42.6%	41.6%	41.3%	41.3%	41.2%	41.1%	41.0%	42.4%	42.3%	42.2%	42.1%	

資料 20 より、令和 12 年度における計画目標、その他の指標を整理したものが下表、資料 21 となります。

資料 21 計画目標及びその他の指標

指標		令和3年度 実績	令和12年度(目標)	
			令和12年度 目標	令和3年度との比較
計画目標	総ごみ原単位	715g/人日	688g/人日	-27g/人日 (-3.8%)
	焼却に伴うCO ₂ 発生量	11,666 t	8,718 t	-2,948 t (-25.3%)
その他の 指標	家庭系ごみ原単位	384g/人日	366g/人日	-18g/人日 (-4.7%)
	総資源化率	41.6%	42.1%	+0.5%

なお、焼却処理に伴う CO₂ 排出量は、資料 22 のとおり、令和 3 年度と令和 12 年度のごみ焼却量、プラスチック焼却量に排出係数、温暖化係数をかけて算出しています。

資料 22 焼却処理に伴う CO₂ 排出量の算定

■令和3年度

ごみ焼却量	40,562 t (A)
家庭系プラスチック類焼却量	3,964 t (B)

温室効果ガスの種類	排出係数 t-CO ₂ /t ①	温暖化係数 ②	排出量 t-CO ₂	(計算式)
CO ₂	2.77	1	10,979	(B) × ① × ②
CH ₄	9.5E-07	25	1	(A) × ① × ②
N ₂ O	5.7E-05	298	685	(A) × ① × ②
合計			11,666	

(A): 資料20の(35) (B): 資料18のごみに排出される容器包装プラスチック、ごみ・資源に排出される製品プラスチックの合計

■令和12年度

ごみ焼却量	39,392 t (C)
家庭系プラスチック類焼却量	2,907 t (D)

温室効果ガスの種類	排出係数 t-CO ₂ /t ①	温暖化係数 ②	排出量 t-CO ₂	(計算式)
CO ₂	2.77	1	8,051	(D) × ① × ②
CH ₄	9.5E-07	25	1	(C) × ① × ②
N ₂ O	5.7E-05	298	666	(C) × ① × ②
合計			8,718	

令和3年度との 比較	▲2,948 t-CO ₂ (-25.3%)
---------------	--------------------------------------

(C): 資料20の(35) (D): 令和12年度推定プラスチック排出量－資源化される容器包装プラスチック・製品プラスチック で計算

排出係数、温暖化係数は環境省「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル算定手法編」による